

国や全国の自治体と共に、活力ある日本の未来を創造するために

京都市政の推進に当たり、格別の御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

【持続可能な行財政の確立と成長戦略の推進に向けて】

京都市では、「行財政改革計画 2021-2025」の下、全庁を挙げた抜本的な改革と、暮らし・経済の下支え・活性化、担税力強化に取り組んでまいりました。国からの格別の御支援もあり、令和4年度決算では、21年ぶりに公債償還基金の計画外の出崩しなどの特別の財源対策から脱却。長年の課題であった単年度赤字を解消し、77億円の黒字に。持続可能な行財政確立への道筋をつけることができました。市民の皆様の御理解・御協力を得ながら、国との緊密な連携、府市協調の下、スピード感を持って取組を進めてきた成果であり、厚く御礼申し上げます。

今後も、不透明な経済情勢、高齢化等にもなう社会福祉関連経費の増加等への対応が必要となる中、将来に負担を残さない改革と都市の成長の加速化により、足腰の強い財政基盤の更なる強化・安定を図ることが重要です。市民の皆様が安心安全に京都で暮らし、京都の魅力を未来に継承・発展させていけるよう、引き続き、市民の皆様の御理解・御協力の下、持続的に発展する都市を目指し、たゆまぬ努力を続けてまいります。

【物価高対策と市民生活・京都経済の下支えに向けて】

この間、京都市では地方創生臨時交付金等を活用し、市民生活を守るために必要な取組を、スピード感を持って実行してまいりました。しかし、物価の高騰等の影響により、依然として、市民生活や京都経済は厳しい状況が続いています。

市民の皆様のいのちと暮らしを徹底して守り抜き、引き続き、今最も困っている方に寄り添った支援を迅速かつ着実に実行する。同時に、京都産業の基盤である地域企業の下支え・成長支援や、文化芸術の振興を後押しし、市民の皆様と共に社会経済活動の回復に向けた取組を推進します。また、日本のMICE戦略に資する京都国際会館の拡張整備等、活力ある日本の未来に向けて、国や京都府と共に取り組んでまいります。

【双京構想・文化首都の実現に向けて】

京都は、東京以外に全国で唯一現役の御所を有し、千年を超えて皇位継承の舞台となり、我が国の都として、歴史・文化を紡いでまいりました。今後とも、皇室の弥栄を願う思いを京都市民、そして全国の人々と共有しながら、皇室の方々をお迎えするにふさわしい品格あるまちづくりや機運醸成に取り組んでまいります。

また、文化首都として、3月に京都に移転した文化庁と連携を深め、オール京都・オール関西で2025年の大阪・関西万博に向けた取組や、10月に移転した京都市立芸術大学を核とする、文化を基軸としたまちづくりを進めるとともに、文化の力で社会的課題を解決し、日本の文化の継承・発展、ひいては国際交流、世界平和に貢献する所存です。

引き続き、京都府、京都商工会議所をはじめとする経済団体、文化団体等と共に、東京と京都が我が国の都としての機能を双方で果たしていく取組を重ねてまいります。

【これらの取組に、国の理解と協力を】

これらの取組は、活力ある日本の未来を創造するために京都市ならではの役割を果たすことを志すものです。その推進には国の御理解と御協力が不可欠であり、より一層の御支援を要望致します。

京都市長

門川 大作

【目次】

	提案・要望項目	ページ
○	障害福祉サービス（訪問系サービス）における国庫負担金の不足による超過負担の改善	<2ページ>
○	大都市需要等を反映した地方交付税の適切な算定	<4ページ>
○	自治体情報システム標準化の実現に向けた財政措置等の課題解決	<10ページ>
○	子ども・子育て支援の充実	<12ページ>
○	教育環境の充実	<16ページ>
○	文化芸術に対する一層の支援等	<22ページ>
○	持続可能な観光の実現に向けた支援の充実	<28ページ>
○	市バス・地下鉄事業の中長期的な安定運営に向けた支援	<32ページ>
○	持続可能な公共交通の維持・確保に向けた支援	<36ページ>
○	地域公共交通再構築事業（社会資本整備総合交付金）の交付対象事業の拡充	<38ページ>
○	原油価格・物価高騰を踏まえた、事業者、市民生活に対する支援の充実	<40ページ>
○	マイナンバーカードの交付等に係る体制確保に向けた確実な財政措置	<42ページ>
○	子育て世帯の入居促進を目的とした公営住宅ストック総合改善事業に係る補助の拡充	<44ページ>
○	国の財源（個別補助事業、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金）の確保・拡充	<46ページ>
○	将来を見据えた広域的な道路ネットワークの構築	<47ページ>
○	京都・近畿の発展に大きな可能性を有する、京都刑務所、京都拘置所、京都運輸支局など、国有地の有効活用の検討	<48ページ>

說明用資料

【提案・要望事項】**障害福祉サービス（訪問系サービス）における国庫負担金の不足による超過負担の改善****1 提案・要望**

障害福祉サービス（訪問系サービス）については、国庫負担金の不足により市町村に多額の超過負担が生じており、国の報酬改定検討チームでも論点の一つとして議論が進められている。障害の重度化や高齢化の進展に伴い、今後もサービスの伸びが見込まれる中で制度の持続可能性を確保していくためには、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定時を捉え、抜本的な制度改正が急務であることから、以下のとおり求める。

- (1) 介護保険対象者の居宅介護を国庫負担の対象とすること。
- (2) 介護保険対象者に係る重度訪問介護の障害福祉サービスに関する国庫負担基準を、市町村が決定した実際の給付額を算定基礎とする国庫負担基準に改正すること。
- (3) 介護保険対象者に限らず、居宅介護、重度訪問介護等の訪問系サービスについて、市町村が決定した実際の給付額を算定基礎とする国庫負担基準に改正すること。

2 現状・課題

各市町村においては、個々の障害の程度や状態に応じて適切なサービス量の決定を行っている中、利用者の増加、障害の重度化や家族の高齢化により、必要なサービス量の増加が進展している。

障害者総合支援法において、障害福祉サービス費用は、国が費用の1/2を負担することが義務付けられている（地方財政法第10条の国庫負担金）一方、居宅介護、重度訪問介護等の訪問系サービスについて、法の趣旨を超え、政令において別途設定された国庫負担基準に基づき、国の負担範囲を限定しており、市町村の支給決定と国庫負担基準が大きく乖離している。

このため、市町村に多額の超過負担が生じており（指定都市の総額で217億円（令和3年度実績））、地方財政法第18条で規定されている「必要で且つ十分な金額を基礎として」算定されるべき国庫負担金が、全くあるいは十分に算定されていない状況である。

このような現行の国庫負担基準は、国が地方公共団体に負担を転嫁することを禁止する地方財政法第2条第2項の規定にも反するおそれが強い。

（参考）京都市における超過負担等の推移

(単位:億円)

年度	訪問系サービスの利用者数	訪問系サービス給付費(A)	国基準額(B)	国負担額(C)=B×1/2	国負担割合C/A	超過負担額(A-B)×3/4
H28	5,467人	86.3	77.0	38.5	44.6%	7.0
R4	6,980人	164.2	118.5	59.3	36.1%	34.3
R5(予算)	—	188.5	133.8	66.9	35.5%	41.0

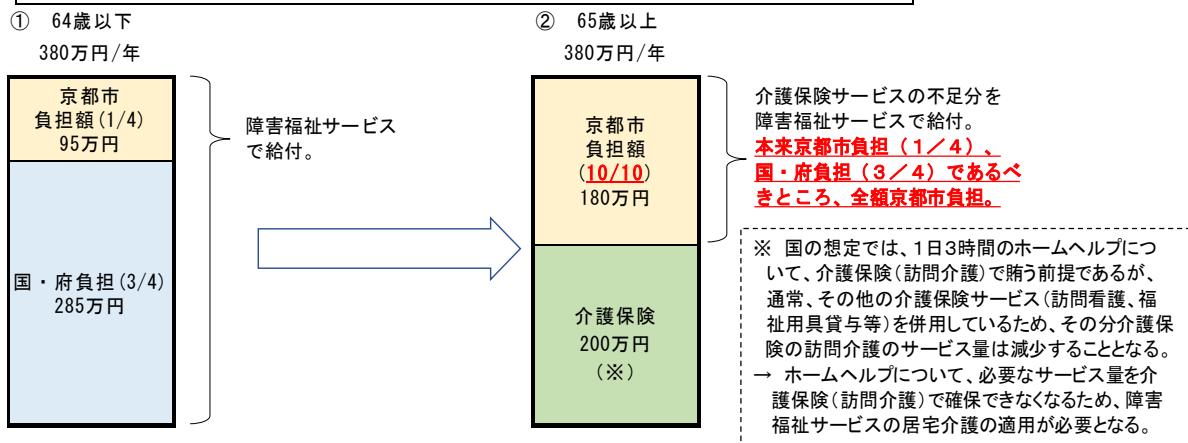
とりわけ、65歳以上になった場合、障害者総合支援法において、同様のサービスがある介護保険サービスを優先利用することとされているが、以下の2点のとおり、十分な国庫負担金が支給されていない。

(1) 介護保険対象者の居宅介護は国庫負担の対象外

居宅介護、重度訪問介護等の訪問系サービス利用者は、介護保険サービスの支給限度額等の制約から介護保険サービスのみによって必要なサービスを確保できない場合に、障害福祉サービスを適用することが、厚生労働省事務連絡※により求められているにもかかわらず、居宅介護の国庫負担金は支給されず全額が市町村負担となっている。

※ 厚生労働省事務連絡（H27. 2. 18）「介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努められたい。障害福祉サービス利用者が要介護認定等を受けた結果、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の範囲内では、利用可能なサービス量が減少することも考えられる。しかし、介護保険利用前に必要とされていたサービス量が、介護保険利用開始前後で大きく変化することは一般的には考えにくいことから、個々の実態に即した適切な運用をお願いしたい。」

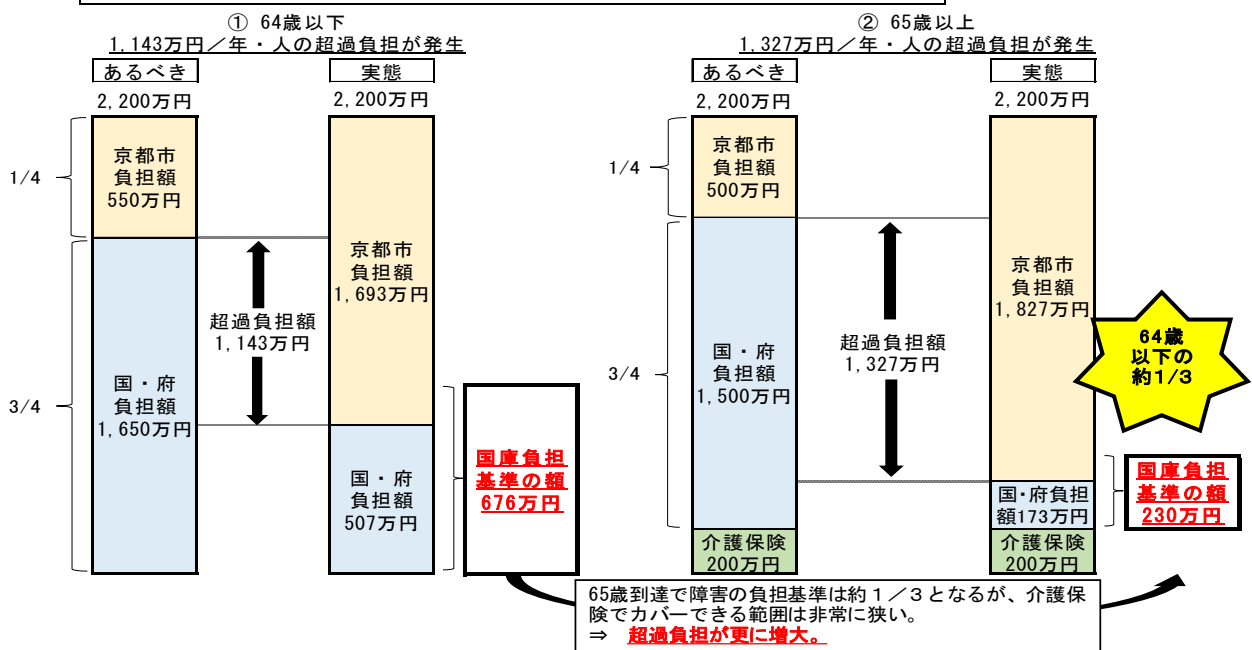
居宅介護による1日3時間の介護を必要とする場合のイメージ



(2) 介護保険対象者に係る重度訪問介護の障害福祉サービスに関する国庫負担基準が著しく低額

障害福祉サービス（訪問系サービス）全体で、国庫負担基準と市町村の支給決定が乖離している中、介護保険対象者に係る重度訪問介護においては、介護保険で賄える割合が約 10%（200 万円）であるにもかかわらず、障害福祉サービスに関する国庫負担基準では基準額（676 万円）の 2/3 相当が介護保険で賄える前提で設定されており、障害福祉サービスにおいて、更なる超過負担が発生している。

重度訪問介護による24時間介護を必要とする場合のイメージ



【提案・要望事項】

大都市需要等を反映した地方交付税の適切な算定

① 大都市の事務・権限に対応した交付税の算定

1 提案・要望

コロナ禍や、地方税収が増加する直近の状況においても、住民のニーズに的確に応えつつ、様々な行政サービスを安定的に提供できるよう必要な地方交付税を確保いただいていることに御礼申し上げます。

他方、社会福祉費の増加に加え、燃料費、物価資材費、人件費の高騰に伴い、住民サービスや行政コストの所要額も大幅な伸びを示しており、持続可能な行財政の確立のためには大都市特有の行財政需要に配慮した交付税算定が不可欠である。

令和5年度においては、国の経済対策等のもとより、地域の事情に応じた独自の地域活性化策等を円滑に実施できるよう、追加交付を行っていただきたい。

また、従来から交付税の算定は、小規模自治体に手厚い状況が続いているが、大都市需要にも配慮した算定方法に見直していただきたい。

2 現状・課題

- (1) 事業費補正の見直し、包括算定経費等の新設、地方創生を推進するために新たに措置された歳出項目により、近年、比較的小規模市町村に手厚い交付税の算定[※]が行われている。
- (2) また、地方財政計画上の折半対象財源不足額がなくなった税収回復局面(H18→H20、H30→R2)においては、大都市需要に関連する項目で基準財政需要額が減額調整される傾向にある。
- (3) 指定都市は、一般市町村と同一の事務事業を遂行することに加え、大都市特有の行政需要にも対処する必要があるが、他の市町村と同様、厳しい財政状況に変わりはないことから、大都市需要にも配慮し、市町村間の需要額の増減に格差が出ない算定とすることを求める。

※ 小規模市町村に手厚い算定については、京都市の外部有識者会議であった「京都市持続可能な行財政審議会（会長：小西砂千夫氏）」からも答申を受けている。

<参考① 基準財政需要額の算定の見直しなどの状況>

- 人口規模（スケールメリット）による嵩上げ・割落とし（段階補正）

（例）平成30年度地域振興費

人口10万人超団体が削減され、4千人未満の団体へ手厚く配分

（京都市の影響額 △4億円）

（例）令和3年度包括算定経費

人口10万人超団体が削減（京都市の影響額 △5億円）

- 公共投資事業にかかる事業費補正の削減

- 地方創生を推進するための新たな歳出項目（人口減少等特別対策事業費、地域社会再生事業費など）

＜参考② 地方財政計画上の財源不足解消（縮小）時期の交付税算定状況＞

(単位：億円)

		H18	H20	H18⇒H20 増減率	H30	R2	H30⇒R2 増減率
京都市	基準財政需要額 (A)	2,998	2,887	-3.7%	3,394	3,384	-0.3%
	基準財政収入額 (B)	2,055	2,109	2.6%	2,372	2,549	7.5%
	差引 (A-B)	943	778	-17.5%	1,022	835	-18.3%
五大市（京都市以外）	基準財政需要額 (A)	19,437	18,997	-2.3%	23,401	23,644	1.0%
	基準財政収入額 (B)	16,869	17,459	3.5%	20,117	21,096	4.9%
	差引 (A-B)	2,568	1,538	-40.1%	3,284	2,548	-22.4%
その他指定都市	基準財政需要額 (A)	23,340	23,328	-0.1%	34,604	35,366	2.2%
	基準財政収入額 (B)	18,447	19,025	3.1%	26,210	27,569	5.2%
	差引 (A-B)	4,893	4,303	-12.1%	8,394	7,797	-7.1%
中核市	基準財政需要額 (A)	24,773	24,804	0.1%	36,176	37,218	2.9%
	基準財政収入額 (B)	19,268	19,786	2.7%	26,836	28,292	5.4%
	差引 (A-B)	5,505	5,018	-8.8%	9,340	8,926	-4.4%
その他市町村	基準財政需要額 (A)	146,409	147,535	0.8%	148,398	154,403	4.0%
	基準財政収入額 (B)	93,190	95,875	2.9%	87,180	92,021	5.6%
	差引 (A-B)	53,219	51,660	-2.9%	61,218	62,382	1.9%

※基準財政需要額 (A) は臨時財政対策債振替前の額

⇒ こうした、大都市に偏重した基準財政需要額の見直し等の影響により、地方交付税をはじめとする一般財源の増減率に、団体の類型間で大きな格差が生じている。

＜参考③ 人口一人当たりの市税・地方交付税等の増減の状況＞

(単位：千円)

項目		H15年度	R3年度	H15→R3 増減額	H15→R3 増減率
京都市	一般財源	266	290	24	+9.1%
	うち市税+府税交付金	177	221	44	+24.9%
	うち地方交付税・臨財債	89	69	△20	△22.1%
(京都市以外)	一般財源	275	291	17	+6.0%
	うち市税+県府税交付金	224	252	28	+12.5%
	うち地方交付税・臨財債	50	39	△12	△22.9%
指定都市	一般財源	249	269	20	+7.9%
	うち市税+県府税交付金	188	208	20	+10.6%
	うち地方交付税・臨財債	61	60	△0	△0.4%
中核市	一般財源	215	248	33	+15.5%
	うち市税+県府税交付金	162	184	22	+13.7%
	うち地方交付税・臨財債	53	64	11	+21.0%
市町村	一般財源	242	301	59	+24.4%
	うち市税+県府税交付金	138	175	37	+26.9%
	うち地方交付税・臨財債	104	126	22	+21.2%

※一般財源は地方財政状況調査の数値。人口は直近の国勢調査の数値。

※指定都市の数値は、県・府費教職員給与費の移管の影響を除いている。

② 観光客の増加に伴う財政需要の的確な反映

1 提案・要望

京都市は大都市特有の財政需要に加え、観光客に係る混雑対策や受入環境整備など、他の団体にはない財政需要が生じているが、地方交付税の算定においては、観光に係る財政需要が的確に反映されていない。

例えば、「清掃費」の密度補正には、基礎数値に「入湯税納税義務者数」が用いられており、温泉のない観光地の財政需要が反映されていない。

＜参考：京都市の観光ごみ処理経費（令和元年度決算数値）＞

項目	需要額	実経費
清掃費	7 百万円	800 百万円

観光需要について、「入湯税納税義務者数」との相関性は低い、「宿泊者数」の相関性は極めて高く（観光消費と入湯税※の相関係数：0.29、観光消費と宿泊者数の相関係数：0.86）、普通交付税における「地域の元気創造事業費（都道府県分）」においては、観光による財政需要の増を把握する指標として、宿泊旅行統計調査における「日本人延べ宿泊者数・外国人延べ宿泊者数の増加率」が基礎数値に用いられており、「宿泊者数」が既に制度として導入されている。こうした実態を踏まえ、以下の点を求める。

※ 入湯税の納税義務者については市町村別の数字が公表されていないため、入湯税収入（R 元年度決算統計の数値）で分析している。

＜相関係数について＞0.5 未満：相関なし、0.5～0.7：相関あり、0.7～1：強い相関あり

- (1) 現行の「清掃費」については、観光に係る財政需要を反映するため、相関性の極めて高い「宿泊者数」を基礎数値とした算定を行うこと。
- (2) ごみ処理や混雑対策経費など、観光に係る財政需要を的確に反映した「観光費」を普通交付税の算定項目として創設すること。

2 財政需要の的確な反映に当たって

- (1) 市町村分の観光地特有の財政需要額を算定する際は、都道府県単位の「宿泊者数」を各市町村に合理的かつ的確に按分することが、最も都道府県分との整合性も取れ、観光実態に見合った算定となる。
- (2) 按分方法については、指定統計である「経済センサス」において、市町村別に「宿泊業従業者数」が発表されており、この数値は「宿泊者数」と極めて高い相関性を有している（相関係数 0.80）ことから、本数値により都道府県分の「宿泊者数」を按分することで、的確な市町村別の「宿泊者数」の基礎数値が得られる。

【改正案について】

(1) 現行の密度補正Ⅱの算定式

$$\left[\frac{\text{1日当たりの入湯税納税義務者数}}{\text{当該団体人口}} \times \text{当該団体人口} \times \text{単位費用} \right]$$

温泉地以外の観光地の財政需要が反映されていない。

(2) 改正案の算定式

宿泊に関する既存の官庁統計（「宿泊旅行統計調査（観光庁）」や「経済センサス（経済産業省）」）を複数用いることなどによって、観光に伴う経費増を的確に反映した需要額の算定を行うべき。

$$\left[\frac{\text{当該団体の属する都道府県の宿泊者数(注1)} \times \frac{\text{当該団体の宿泊業従業者数}}{\text{当該団体の属する都道府県の宿泊業従業者数(注2)}}}{\text{当該団体人口}} \times \text{当該団体人口} \times \text{単位費用} \right]$$

(注1) 宿泊旅行統計調査（観光庁）における「観光目的の宿泊者が50%以上」の施設に係る宿泊者数
(注2) 平成28年経済センサス - 活動調査（経済産業省）における産業中分類「宿泊業」の従業者数

<参考>都道府県数値の按分について

本改正案のように、指定統計で把握できる都道府県数値を、相関度の高い他の指定統計数値を用いて按分して市町村分の基礎数値に用いている例として、「地域デジタル社会推進費」のうち「精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数」があり、都道府県の数値を各市町村の人口で按分した値を、市町村分の基礎数値として用いている。

③ 事業所税に係る交付税の的確な算定

1 提案・要望

大都市地域における都市環境の整備・改善に用途が限定されている目的税である事業所税については、課税団体が大都市等 77 団体に限られる偏在が著しい税源であり、本来、普通交付税の算定において、基準財政収入額へ算入する性格のものではない。このことは、課税団体が 988 団体(R 3 課税実績ベース)の目的税である入湯税が基準財政収入額に算入されていないことから明らかである。

このため、現行制度を継続する場合は、課税団体に限定して見合いの基準財政需要額を割増算入することが、公平な算定上、不可欠であることから、制度改正を求める。事業所税見合いの需要額を算定しない場合、課税団体の事業所税収入の 75%相当の交付税を非課税団体に再配分する結果となり、実質上、算定の公平性や財政自主権を損ねることとなる。

なお、地域振興費以外の基準財政需要額（公債費・徴税費）を嵩上げし、事業所税の減収分を需要側で 100%復元している場合であっても、公債費は事業所税課税団体特有の都市環境整備に伴う支出、徴税費は事業所税課税に伴うものであることから、非課税団体を含め全国的に措置するのではなく、課税団体に特化して割増算定することが不可欠である。

2 現状・課題

- (1) 京都市をはじめ、指定都市など一部の自治体では、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てる目的税として、事業所税を徴収している。
- (2) 事業所税については、税收規模が大きく、用途が包括的に規定されていること等を理由に、税收の 75%が基準財政収入額に算入されており、事実上、課税団体の交付税が減額されている。
- (3) これに対し、基準財政需要額の地域振興費にて、課税団体への配分が明確に割増されているが、当該費目の割増のみでは、事業所税に係る基準財政収入額の 6 ～ 7 割の額しか措置されていない状況。

<u>基準財政需要額の割増額</u>	=67.5%（他都市 68.1%）※R 4 決定額ベース
事業所税に係る基準財政収入額	

- (4) 京都市は、地下鉄、街路整備、橋りょうなど大規模な都市インフラを抱えているが、上記の算定ルールによって、事実上一般財源収入が約 20 億円減少（基準財政需要額の割増額－事業所税に係る基準財政収入額）している。
- (5) 事業所税は、人口・事業所が集中し、都市環境の整備を必要とする都市の行政サービスと、その所在する事業所との受益関係に着目して課している性格からも、指定都市等の固有財源であり、法定普通税を主体とした標準的な地方税収入を対象とする基準財政収入額への算入になじまないものとする。
- (6) また、京都市では都市の成長戦略として、企業の流出防止、呼び込み、定着等に取り組んでいるものの、事業所税が基準財政収入額に算入されることによって、財政面での成果が限定的なものとなっていることも、制度上の課題であると認識。

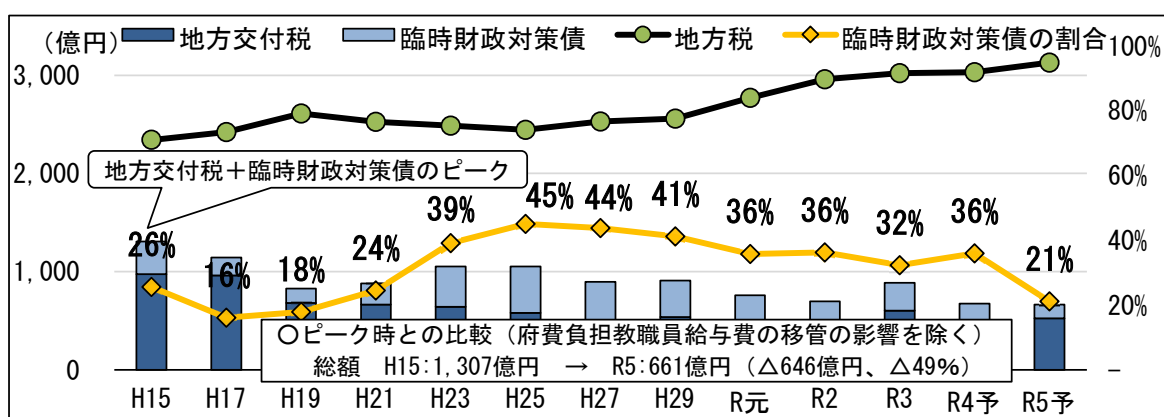
3 当該要望の効果

地下鉄や道路などの都市インフラについては、市民・事業者の暮らしや経済活動を支えるとともに、国内外から京都を訪れる方々の多様な活動を支えるものであり、当該要望が実現することによって、地下鉄事業をはじめとする都市インフラの維持・充実を図ることが可能となる。

【参考】京都市の財政状況

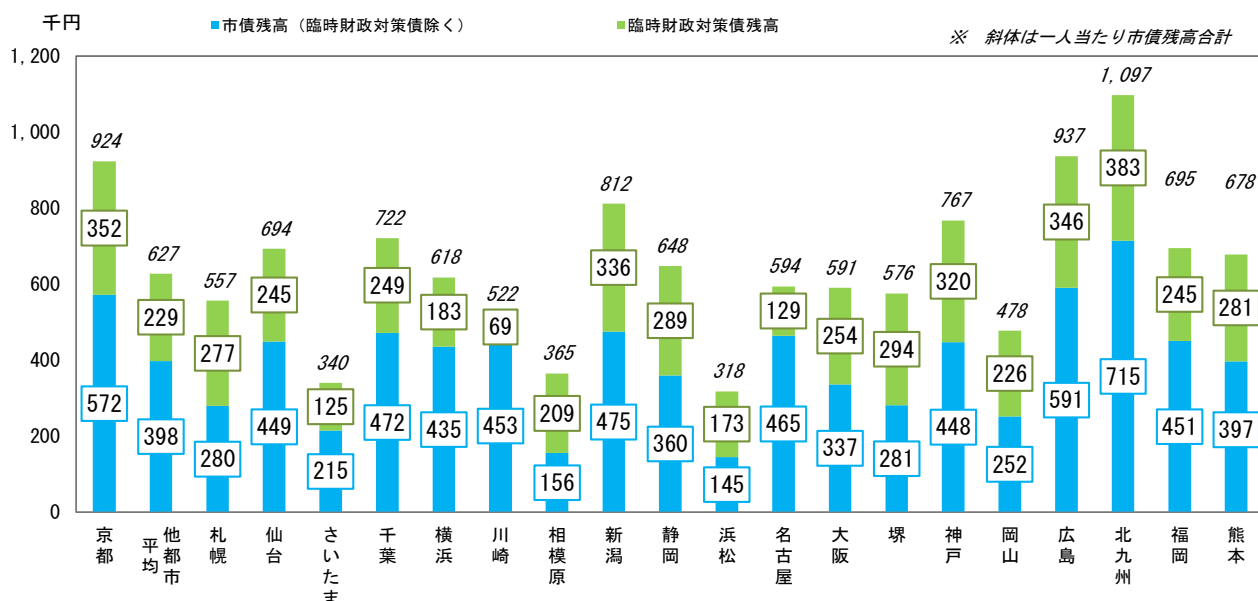
- (1) 地方交付税を含む一般財源収入が伸び悩む（H15：4,074億円⇒R5：4,086億円）一方で、社会福祉関連経費に要する一般財源は一貫して増加（H15：786億円⇒R5：1,260億円）しており、財政運営を圧迫している。

＜京都市の地方交付税・市税収入等の推移（交付税はピーク時から646億円・△49%の減）＞



- (2) このような状況の中、徹底した行財政改革と都市の成長戦略により、令和4年度決算においては、公債償還基金の取崩し等を行う「特別の財源対策」から、21年ぶりに脱却したものの、社会福祉関係経費増や景気変動リスクへの懸念等、依然、油断できない状況にある。また、これまでに計画外に取り崩した減債基金累計は470億円に上るとともに、行政改革推進等の特例的な市債を発行してきたこともあり、市民一人当たりの市債残高は指定都市の中でも高水準にある。

市民一人当たり市債残高



【提案・要望事項】**自治体情報システム標準化の実現に向けた財政措置等の課題解決****1 提案・要望**

京都市では、「市民の利便性向上」と「行政運営の更なる効率化」に向け、国に歩調を合わせ、着実かつ効果的な標準化への対応に向けて取組を進めているが、実現に向けては課題が山積しており、自治体の努力はもとより、国による更なる対策が不可欠である。

(1) 大都市特有の事情も考慮した必要額の早急かつ全額措置

自治体情報システム標準化は、法律で新たに義務付けられたものであるため、地方自治法第 232 条第 2 項及び地方財政法第 13 条第 1 項で義務付けられているとおり、国が経費の全額を措置する必要がある。この点、衆参両院においても、標準化に係る法律案に対し「標準化に要する経費については、国の責任において全額国費で支援すること」との附帯決議がなされたが、現状、国補助金の大幅な不足が明らかである。

とりわけ、大都市は、早くから独自に情報システムを構築し、行政サービスの向上と効率化を図ってきたことなどにより、パッケージソフトからの移行に比べ多額の経費を要する状況にある。自治体それぞれの実情に応じ、法律の規定に従い、国の責任において必要額を全額措置することを強く求める。また、自治体における調達に支障を来すことのないよう、補正予算も含めた早急な対応を強く求める。

(2) 円滑な移行を実現できる IT 技術者確保の環境整備

我が国のデジタル社会形成に向け、全ての自治体が一斉に対応する必要があることから、全国的に IT 技術者がひっ迫している。できるだけ早期かつ円滑な移行を行うためには IT 技術者の確保が不可欠であり、そのための環境整備を強く求める。

(3) 取組を推進するうえで必要不可欠な情報の適時的確な提供

事業者が標準準拠システムを円滑に開発し、また、自治体が業務プロセスの再構築を着実に行うことができるよう、標準仕様に関し継続検討とされている事項をはじめ、取組の推進に必要な情報は、早期に確定し、提供することを強く求める。

2 京都市における取組状況

住民基本台帳、印鑑登録及び就学の 3 業務は、令和 7 年 1 月の移行に向けて、標準準拠システムへの移行作業に着手済みである。

その他の 17 業務については、事業者におけるシステム開発が途上であることなどから、移行時期の見通しは立てられないが、移行作業に先立って実施可能な準備作業（現行システムのデータ整理等）に順次着手している。

<取組スケジュール>

～令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度～
【標準化対象 20 業務】 影響度 調査等	【住基、印鑑】標準準拠システムへの移行作業	
	【就学】標準準拠システムへの移行作業	
	【その他 17 業務】 移行準備作業	【その他 17 業務】 標準準拠システムへの移行作業

3 課題

(1) 財源の不足

国が自治体に新たな事務を義務付けする場合、地方自治法及び地方財政法^(※)により、国は必要な財政措置を講じなければならないとされている。また、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案に対しては、衆参両院で、「標準化に要する経費については、国の責任において全額国費で支援すること」等の附帯決議がなされている。

標準化に係る京都市の所要経費の総額は未定であるが、うち補助対象経費は、現段階で事業者から徴取できている見積額が 176 億円に及んでおり、現状の補助金上限額（12.5 億円）では、大幅に不足する。

なお、このような大幅な不足は、人口規模が大きく、かつ、行政区ごとのシステム対応が必要になるなど、特有の事情を有する大都市において特に顕著である。

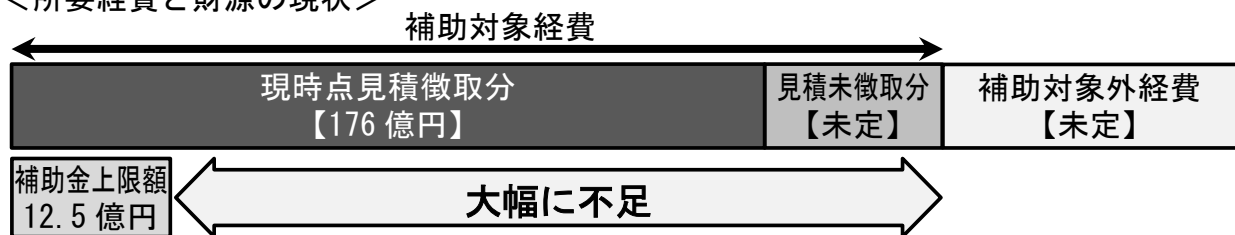
(※) ○地方自治法 第 232 条第 2 項

法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体に対し事務の処理を義務付ける場合には、国は、そのために要する経費の財源につき必要な措置を講じなければならない。

○地方財政法 第 13 条第 1 項

地方公共団体又はその経費を地方公共団体が負担する国の機関が法律又は政令に基づいて新たな事務を行う義務を負う場合には、国は、そのために要する財源について必要な措置を講じなければならない。

＜所要経費と財源の現状＞



＜大都市特有の事情＞

- ・ 大規模な人口や多様な住民ニーズに対応するため、パッケージソフトのない時代から独自に大規模な情報システムを構築・運用しており、独自形式かつ膨大な量のデータを標準仕様に適合するよう変換する作業が必要。
- ・ 情報システム間連携が大規模かつ複雑化していることから、標準化対象外システムとの連携部分の改修が多数存在。
- ・ 行政区ごとにネットワーク整備や端末設定等の作業が必要。

(2) 全国的な IT 技術者のひっ迫

京都市では、複数の事業者に対し、標準準拠システムへの移行業務の受託可能性などについて調査しているが、全国一斉対応による需要の集中により、対応できる IT 技術者の確保に課題があると聴取している。また、IT 技術者のひっ迫により、調達価格が高騰しやすい状況ともなっている。

(3) 指定都市における必要機能への対応

令和 4 年度に「標準仕様の指定都市における課題等検討会」において標準仕様の点検・見直しが行われたが、指定都市が必要とする機能の大部分については、引き続き検討中であり、標準仕様への反映に至っていない。

【提案・要望事項】**子ども・子育て支援の充実****1 提案・要望**

急速に進展する少子化により、子ども・子育て政策への対応は先送りの許されない喫緊の課題である中、令和5年6月に国においてとりまとめられた、「こども未来戦略方針」において、今後3年間で集中的に実施する取組として、75年ぶりとなる保育士配置基準の改善や、保育士等の更なる処遇改善など、京都市がこれまで要望していた内容を盛り込んでいただいたことに御礼申し上げます。

京都市においては、国基準を上回る独自の保育士配置基準、医療的ケア児への手厚い支援体制の構築など、全国トップクラスの子ども・子育て政策を推進しており、子ども・子育て支援の充実に当たっては、地方自治体における更なる取組はもとより、国における抜本的な政策の強化が不可欠であるため、以下のとおり求める。

- (1) 保育所や学校における医療的ケア児への支援の充実
- (2) 保育士配置基準の改善、及び保育士・幼稚園教諭等の更なる処遇改善の早期かつ確実な実施
- (3) 子ども医療費（小学生以上分）等の地方単独事業の実施に伴う、国民健康保険制度における国庫負担金の減額調整措置全廃
- (4) 児童手当の拡充に係る十分な財政措置と、地方自治体に対する詳細な情報の速やかな提示

① 保育所や学校における医療的ケア児への支援の充実**1 現状・課題****(1) 負担割合の適正化をはじめとした財政支援の充実**

近年、医療的ケア児の保育所等での受入れは、保護者や児童にとって切実な課題となっており、広く報道され、大きな社会的関心事項となっている。

国においては、この間、保育所や私立幼稚園等において医療的ケア児を積極的に受け入れるための財政支援を拡充してきたが、現行の補助制度では指定都市や私立幼稚園の財政負担が過大となっており、今後も積極的な受入れを進めるためには、負担割合の適正化が必要である。

	現行の財政負担割合	求める財政負担割合
保育所等での受入れ	国 2 / 3 指定都市 1 / 3	その他市町村と同様 1 / 6（子ども・子育て支援制度の給付費の負担割合は指定都市、その他市町村ともに 1 / 4）
私立幼稚園での受入れ	国 1 / 3 幼稚園 2 / 3	保育所等での受入れと同様の国の負担割合（現行 2 / 3）とすること

また、市立学校において医療的ケアが必要な児童生徒が増加し続けている状況を踏まえ、看護師の教職員定数化や、通学支援を含む看護師の更なる配置等といった財政支援の拡充が必要である。

(2) 保育所等での受入に係る 1 施設当たり補助基準額の上限の撤廃

医療的ケア児の受入れは、施設基準や人員配置が整った特定の保育所に集中することが通常であるにもかかわらず、現行の国の補助制度においては、看護師等の配置について、1 施設当たりでの補助基準額の上限（約 11 百万円）が設定されており、積極的な受入れを阻害する要因となっている。京都市においては、この上限額を大きく上回る超過負担が生じており、持続可能な制度となっていないことから、上限額の撤廃が必要である。

＜超過負担の実例（11人の医療的ケア児受入れ、総支出額約34百万円）＞

補助基準額 約11百万円（上限）

国負担 約7百万円	市負担 約4百万円	市超過負担 約23百万円
--------------	--------------	-----------------

（参考）超過負担の無い実例（2 人の医療的ケア児受入れ、総支出額約 6 百万円）

補助基準額 約 6 百万円

国負担 約4百万円	市負担 約 2 百万円
--------------	----------------

(3) 保育所等における訪問介護サービス利用への医療保険適用

健康保険法上、「居宅」での利用のみ医療保険が適用され、保育所等での利用は全額自費対応となる。保護者の負担を軽減するためにも、制度改正により、医療保険の適用範囲の拡大が必要である。

なお、訪問介護サービスは、保育所等を利用している時間帯のうち、痰吸引等の処置が必要となる時間帯のみ利用（スポット的に利用）することを想定している。

2 京都市の取組

国事業を活用し、看護師等の人件費に対する補助を行っているほか、学童クラブ事業においては、訪問介護を利用した場合の自費診療の一部助成や、小学校から学童クラブ事業を実施する施設、施設から自宅までの送迎支援を実施。

また、市立学校でも、医療的ケアが必要な児童生徒数に応じて看護師を配置しており、さらに総合支援学校ではスクールバスでの通学が困難な医療的ケア児を対象に、看護師同乗の福祉タクシーで送迎を行う通学支援を実施。

② 保育士配置基準の改善、及び保育士・幼稚園教諭等の更なる処遇改善の早期かつ確実な実施

1 現状・課題

令和6年度概算要求において、事項要求として、75年ぶりとなる保育士配置基準の改善や、保育士等の更なる処遇改善が掲げられた。

安心して子どもを預けられる体制の構築や、全国的にも喫緊の課題である保育の職員不足の解消に向けては、事項要求に掲げた取組を令和6年度予算へ確実に反映し、早期かつ確実に実施していくことが必要不可欠である。

2 京都市の取組

これまでから市独自負担による、国基準を上回る手厚い保育士配置や給与改善を実施（令和5年度当初予算において、市独自に約53億円を計上）。

【保育士配置基準（子ども：保育士）】

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
国	現行		6 : 1		20 : 1	30 : 1	30 : 1
	改善後（国方針ベース）	3 : 1	<u>5 : 1</u>	6 : 1	20 : 1	<u>25 : 1</u>	<u>25 : 1</u>
京都市			5 : 1※		15 : 1	20 : 1	25 : 1

※ 1歳8か月に満たない子どもについては、4 : 1まで保育士を加配できるよう助成を実施。

③ 子ども医療費（小学生以上分）等の地方単独事業の実施に伴う、国民健康保険制度における国庫負担金の減額調整措置全廃

1 現状・課題

子ども医療費（小学生以上分）等の地方単独の医療費助成制度の実施に伴う、国民健康保険制度における国庫負担金の減額調整措置については、国保財政運営上の大きな支障となっている。

こうした中、国においてとりまとめられた、「こども未来戦略方針」において、子ども医療費支給制度の実施に伴う、国庫負担金の減額調整措置の廃止が掲げられた。

医療費助成制度は、国において制度化すべきものであることから、子ども医療費支給制度に限ることなく、他の地方単独事業分も含めて、早期に全廃を実施すべきである。

京都市における減額措置状況（小学生以上分・令和5年度予算ベース）

①子ども医療分・・・11百万円 ②老人医療分・・・26百万円
③重度心身障害者医療分・176百万円 ④その他福祉医療等・37百万円 計 250百万円

④ 児童手当の拡充に係る十分な財政措置と、地方自治体に対する詳細な情報の速やかな提示

1 現状・課題

- ・ 国においてとりまとめられた、「こども未来戦略方針」において、児童手当の拡充（所得制限の撤廃、高校生年代までの延長など）が掲げられ、岸田内閣総理大臣は「令和6年10月から実施したい」と発言されている。
- ・ 現時点で、制度改正の詳細が示されておらず、京都市の所要費用について全体の見通しは立っていないが、システム改修費用、申請受付に係る事務費及び扶助費に多額の経費を要する見込みであり、国において、十分な財源の確保のもと、地方自治体に負担を求めることなく、全額財政措置を図ることが必要不可欠である。

＜現時点での拡充にかかる見込み額＞

システム改修費：約2億円

扶助費：令和5年度予算から約90億円増（うち一般財源約20億円増）

制度拡充に伴う申請受付に係る事務費：約0.4億円

- ・ また、改正法案は令和6年度通常国会に提出する予定とされているが、制度拡充に対応するためのシステム改修には少なくとも1年間を要することから、令和7年2月の定期支給に向けて、直ちに予算を確保のうえ、着手しなくてはならない状況にあり、早々に地方自治体に対して、詳細な情報を提示いただくことが必要不可欠である。

＜参考：制度拡充の内容＞

（単位：円、月額）

区 分	現 行		拡充案	
	第1、2子	第3子以降	第1、2子	第3子以降
児童手当				
3歳未満	15,000	15,000	15,000	<u>30,000</u>
3歳～小学生	10,000	15,000	10,000	<u>30,000</u>
中学生	10,000	10,000	10,000	<u>30,000</u>
高校生	－	－	<u>10,000</u>	<u>30,000</u>
所得制限	制限以上：1人5,000		<u>なし</u>	
所得上限	上限以上：対象外		<u>なし</u>	

【提案・要望事項】

教育環境の充実

① 教員不足と働き方改革に向けた環境改善

1 提案・要望

少子化が進展する中、複雑化・多様化する課題に適切に対応するため、国においては「経済財政運営と改革の基本方針 2023」で、令和 6 年度から 3 年間を集中改革期間と位置付け、教科担任制の強化など、京都市がこれまで要望していた内容を盛り込んでいただいたことに御礼申し上げます。京都市においては、独自予算での中学校 3 年生の 30 人学級の実施など、一人一人の子どもを徹底的に大切にする教育環境の充実を進めており、更なる充実に当たっては、国による抜本的な政策の強化が必要であることから、以下のとおり、制度改善や財政支援（補正予算含む）を求める。

(1) 教職員の給与改善及び適切な財政措置

義務教育費国庫負担金制度による教職員の給与費について、地方に負担転嫁することなく、その所要額全額について、適切な財政措置を講ずること。また、現在検討されている教職調整額の支給率の見直しや新たな手当の創設など、現状の教職員の勤務実態に見合い、かつ、優秀な教職員の確保にもつながる給与制度へ改善し、必要な財政措置を講ずること。

(2) 喫緊の教育課題の克服に向けた教職員定数の抜本的改善

加配定数の基礎定数化における算定基準の見直しなど教職員定数の抜本的な改善、及び各加配メニューの維持・充実や、配置要件の緩和を行うこと。

(3) 産育休・病休等の取得教員増加を踏まえた基礎定数の改善等

教員の産育休・病休等による欠員補充について、年度途中での欠員を見越したうえで、年度当初から余裕のある人員配置を可能とする基礎定数の抜本的な改善を行うこと。また、現行の産育休の欠員に対する加配定数措置に病休等を加え、対象期間を通年化するよう充実を図ること。加えて、法改正により、産育休・病休等の欠員の代替者に教諭を充てた場合にも国庫負担金の対象とすること。

(4) 働き方改革の一層の推進に向けた教員の負担軽減

教員業務支援員・部活動指導員等の配置拡大や補助基準額の引上げ及び補助率の嵩上げ、補助対象の拡大など、より一層の財政措置（補正予算含む）を行うとともに、副校長・教頭の在校等時間が最も長時間となっていることを踏まえ、副校長・教頭の業務負担を軽減するための人的制度の創設及び財政措置を講ずること。

2 現状・課題

(1) 全国的に「教員の担い手不足」が課題となる中、京都市でも、小学校における育児短時間勤務者の割合の増加（指定都市 1 位）や、若年退職者・精神疾患患者等の急増を背景に、年度当初から欠員が生じている。担任を持たない教務主任等が担任業務や授業を行い、教育活動に万全を期しており、さらに、教員の採用前倒しや教員業務支援員の追加配置等の緊急対策も行うが、持続可能な体制の構築が急務である。

- (2) 教職員の給与については、義務教育費国庫負担金制度において、国が定めた基準に従い算定された給与費総額の範囲内で自治体の裁量が認められているものの、国庫負担金の最高限度額の算定に用いられる国基準単価は現在の教職員の給与水準を下回る水準となっているため、給与改善を実施した場合、自治体の持出しが多く発生することとなる。自治体が財政負担に躊躇せず給与改善に踏み切るためにも、国庫負担金の基準となる国基準単価を大幅に改善することが求められる。

<義務教育費国庫負担金の交付状況の推移>

	実際の支出額	国庫負担額	実際の支出額に占める国庫負担額の割合
令和4年度	426 億円	134 億円	31.35%
令和3年度	425 億円	134 億円	31.59%
令和2年度	424 億円	134 億円	31.59%

※ 令和4年度の場合、 $426 \text{ 億円} \times 1 / 3 \div 142 \text{ 億円}$ のため、国庫負担額が約8億円少ない状況にある。

- (3) 通級指導及び外国人児童生徒等指導、初任者研修等に係る基礎定数算定については平成29年度から10年をかけ、加配定数の基礎定数化が進められているが、引き続き、基礎定数化されることで、今後の児童生徒数減の影響を受け、支援が必要な児童生徒等に対応するための定数が減少する可能性があり、基礎定数の算定基準の見直し等を図られたい。また、一部の加配要件が厳格であることから、十分な加配が得られていない状況にある。
- (4) 産育休・病休等の代替教員については、年度途中の確保が厳しい状況にある。現在、産育休については国からの加配定数措置はあるものの、夏季休業後の取得申請者は対象外となるなど要件が厳しく、安定した学校体制の維持に向けては、病休等による年度途中の欠員を見越した基礎定数化や、現行の加配定数措置の充実などにより改善を図られたい。
- また、現行制度は代替教員が臨時的任用職員の場合のみ国庫補助対象とされている中、全国的に補充講師が不足しているため人材確保が厳しいことや、産育休取得者が経験を必要とする職務を担っている等により、教諭を代替者として充てることが必要な場合も多いため、教諭も国庫補助対象となるよう制度改正を図られたい。
- (5) 教員業務支援員について、京都市では、補助対象外の幼稚園に対しても京都市独自予算を活用し、全校園（255校園）に配置している。学校における働き方改革の更なる推進に当たっては、教員業務支援員・部活動指導員等の一層の配置拡大と財政措置が必要。加えて、教員不足が生じている学校では、教頭や教務主任等が担任業務や授業を担っている場合が多く、教頭や教務主任等の業務負担を軽減するための人的制度の創設及び財政措置を講ずることを求める。

② GIGA スクール構想の 1 人 1 台端末の更新に対する財政支援等（補正予算含む）

1 提案・要望

GIGA スクール構想を持続可能なものとし、ICT を活用した教育が一層充実するよう、以下のとおり、必要な経費に対する財政支援（補正予算含む）等を求める。

とりわけ、多額の経費を要する 1 人 1 台端末の更新に当たっては、令和 6 年度概算要求において、①児童生徒数全体の 2 / 3 を対象に 1 台当たり 4.5 万円、また予備機についても、①の 5 % 以内で財政支援を行うことが公表された中、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」において、「国策として推進する GIGA スクール構想の 1 人 1 台端末について、公教育の必須ツールとして、更新を着実に進める」ことが示されていることや、昨今の物価高騰の状況を踏まえ、十分な支援を求める。

(1) 国策である 1 人 1 台端末の着実な更新に対する十分な支援等

端末更新については、各地方自治体の財政に与える影響が大きいことから、全児童生徒分及び指導者用の端末を対象とすることはもとより、端末の不調や故障に対応するための予備機の整備費や修理費、保守経費など、端末の運用に必要不可欠である経費（当初整備後分含む）についても対象としたうえで、全額国庫補助により措置すること。

また、更新端末の標準仕様は、MEXCBT（オンライン上の学習等ができる国の公的プラットフォーム）やデジタル教科書、様々なソフトウェアなどの効果的な活用に向け、各 OS の特性等を考慮した、調達後 5 年間のスムーズな使用に耐えうる柔軟な内容とし、各自治体が遅滞なく対応できるよう、速やかに作成し、示すこと。

さらに、高等学校における生徒用及び指導者用端末の整備についても、義務教育段階と同様に全額国費の対象とするとともに、学習活動に支障をきたさない性能を確保できる補助額とすること。

(2) GIGA スクール構想の運用に要する財政支援の充実

学習支援ソフトウェア費用やセキュリティ対策、インターネットに接続する通信回線の使用料については、継続的に要する経費であるため、十分かつ確実な財政支援を行うこと。併せて、家庭学習のための通信環境の整備、オンライン学習サービスなど、学習活動の充実に必要な経費についても、十分な財政措置を行うこと。

また、GIGA スクール運営支援センターに対する財政支援については、令和 6 年度までとされているが、センターについては今後も運用上、必要不可欠なものであるため、令和 7 年度以降も継続するとともに、補助率については事業開始当初の補助率である 1 / 2 以上とすること。

さらに、ICT 支援員の派遣にかかる経費については、1 校 1 人配置とするなど、十分な財政措置を講ずるとともに、労務管理等に要する経費も適切に措置すること。

加えて、学習者用デジタル教科書について、義務教育教科書と同様に無償給与するとともに、指導者用デジタル教科書についても必要な財政措置を行うこと。

(3) 児童生徒の学習活動の充実や教職員によるきめ細かな支援を実現するための、教育データの利活用の充実

効果的なデータ利活用事例や、様々なソフトウェア・システムが取り扱う情報を横断的に把握できるプラットフォームの在り方等について、国において研究のうえ、自治体や学校に積極的に情報発信すること。

<GIGA スクール構想の推進に当たり、令和5年度に必要となる費用等>

(単位：億円)

	学習支援 ソフトウェア	セキュリティ 対策	ネット通信 回線使用料	著作権に係 る補償金	運営支援 センター	ICT 支援 員の配置	端末 整備	デジタル 教科書	計
総事業費	1.2	0.1	0.8	0.2	2.3	1.8	1.9※2	0.0	8.3
うち国費	0.6※1	0.1※1	0.8※1	0.0	1.7※1	1.8※1	0.0	0.0※3	5.0

※1 全額臨時交付金を充当。ただし、運営支援センターについては1億円分充当。

※2 仮に修理・新規調達を年間4,200台実施した場合。なお、既存端末の一斉更新(R7を想定)には45億円程度必要。

※3 デジタル教科書実証事業によりR4・5は国負担。R6以降は未定。

2 現状・課題

- (1) 京都市では令和2年度中に、国庫補助等を最大限に活用し、小・中・義務教育・総合支援学校における1人1台端末の配備及び高速大容量ネットワーク環境を整備。
- (2) 端末更新や、ICT環境の運用・維持や支援体制の整備、学習データ利活用の運用システムの構築・稼働といったランニングコストに多額の経費が必要となるが、国からの継続的な財政支援が見込めない中で、これらの費用を継続的に負担することは困難。
- (3) 端末更新については、多額の後年度負担が必要となるなど、各自治体の財政に与える影響は大きく、京都市では端末更新のたびに端末整備費として45億円程度の負担が発生する見込みであり、昨今の物価高騰の状況も踏まえた、十分な財政支援が必要。さらに、経年劣化や端末の利活用が進むことと連動して増加傾向にある故障などに対応するための予備機の整備費や修理費、追加整備費に対する財政支援が必要。とりわけ、予備機の整備費については、毎年度、全体の4～5%程度が故障しているという実態を踏まえ、十分な額を支援いただくことが必要。

また、現在の標準仕様は令和2年度に示されたものだが、この間、OSのバージョンアップ等により、令和2年度当時より端末に求められる性能が高くなっていることや、調達後5年間程度使用することを想定すると、OSごとの特性や、求められる性能等を踏まえた、必要十分な仕様を示される必要がある。

さらに、高校における生徒1人1台端末については、国からの予算措置がない中、京都市では、一部の例外を除く全ての市立高校で、保護者負担によるBYOD形式(生徒が所有する端末を授業で使用する)をとっている。また、令和4年度から、中・低所得者世帯の入学生を対象とした端末購入に係る支援制度を創設し、保護者負担の軽減に努めているが、依然、家計への負担は重い。保護者からは全世帯を対象とした、無償貸出を求める声も高いものの、実施する場合、多額の経費を要することから、国からの十分な財政支援が必要。

- (4) 学習支援ソフトウェア費用や授業・家庭学習等を行う際に子どもたちが安全・安心にインターネットを使用できるセキュリティ対策、インターネットに接続する通信回線の使用料のほか、ヘルプデスクの機能充実など運用上不可欠な管理機能の強化について継続的な財政支援が必要。また、ICT 支援員の配置や授業目的公衆送信補償金についても、十分な財政措置が必要。

さらに、GIGA スクール構想の実現に伴い、デジタル教科書の活用についても一層推進する必要があるが、児童生徒用及び教職員用の導入費用を確保することは困難。

- (5) 教育データの利活用については、令和 4 年 1 月に「教育データ利活用ロードマップ」が公表されるなど、国から今後の将来像が示されているが、現時点で、各学校において様々なソフトウェア（デジタルドリルや授業支援ソフト等）に蓄積された学習履歴等のデータを一元的にまとめ分析することができず、また、データ利活用によって児童生徒の学習の充実等につながった成果事例やノウハウも不足している。

③ 給食施設整備に資する学校施設環境改善交付金の充実と十分な確保（補正予算含む）

1 提案・要望

- (1) 学校教育において、学校給食は重要な役割を果たしており、子どもの発達、健康に直結する小中学校の全員制給食制度の実現については、生徒や保護者からのニーズも極めて強い。

制度の実施に向け、学校給食衛生管理基準に基づく給食施設の整備を行うには、多額の経費を要する中、整備の支援メニューである学校施設環境改善交付金については、補助単価に基準面積を乗じて算出されるものの、これらについて、実際の建築単価や学校給食衛生管理基準を踏まえた施工実態と大きくかけ離れている。

については、補助単価と基準面積を、実態に合わせて改善するとともに、補正予算を含め十分に確保し、地方自治体の負担分について、地方財政措置をしっかりと講ずること。

2 現状・課題

- (1) 京都市においては、岸田内閣総理大臣が「次元の異なるレベルで子育て支援、少子化対策の取組を推進する」との方針を表明されたことや、京都市会の御指摘を踏まえ、検討会議を立ち上げ、生徒・保護者・学校へのアンケート結果を踏まえて検討を進めている（現在は選択制の中学校給食を実施）。現在、実施方式の具体的な検討を進めているが、施設整備を行うには多額の経費を要するものの、他都市事例からも整備に係る総事業費に占める交付金の割合が低いため、国における、補正予算も含めた財源の確保のもとでの、実態に応じた補助単価と面積による十分な財政支援が必要不可欠。

④ 国における小中学校の給食費無償化の早期実現

1 提案・要望

- (1) 自治体間の財政力の格差によって、教育の根幹に関わる給食制度の格差が生じることのないよう、次元の異なる子育て政策の象徴的な政策として、学校給食費無償化を実現するため、所要経費の財源を国の責任において全額確保し、地方自治体に交付すること。

2 現状・課題

- (1) 令和5年6月に国においてとりまとめられた、「こども未来戦略方針」では、学校給食の無償化の実現に向けて、国において速やかに実態調査を行ったうえで、課題の整理を丁寧を実施し、具体的方策を検討されることとなっている。

仮に、定額又は一定の補助率による財政措置となった場合、地方自治体によって財政状況や給食費の設定に差があるため、無償化まで実現できる地方自治体と一部負担軽減に留まる地方自治体が生じることが想定される。教育の根幹に関わる給食制度に格差を生じさせないためにも、国の責任において全国一律で無償化とすることが必要。

【提案・要望事項】

文化芸術に対する一層の支援等

1 文化庁の京都移転を契機とした新たな文化行政の推進

文化庁の京都移転は、東京一極集中の是正のみならず、新たな文化行政を一層推進する大きな契機となっており、国の御英断に御礼申し上げる。

文化の力で京都・関西から日本を元気にするために、オール京都、オール関西で、文化庁との連携の下、食文化をはじめとする生活文化の振興や、文化と観光を結び付けた政策の推進、文化芸術と経済の好循環の創出などの取組が始まっており、2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）へと繋いでいく機運も高まっている。

京都市としては、文化庁移転や京都市立芸術大学の京都駅東部への移転を契機に、文化を基軸とした都市経営を更に深化させ、名実ともに文化首都としての役割を果たすことにより、日本の文化行政を強化し、地方創生につなげるとともに、世界への発信力を高めることに最大限貢献してまいりたい。

① 文化庁予算の抜本的拡充、並びに「食文化推進本部」及び「文化観光推進本部」における一層の政策立案の推進

1 提案・要望

- (1) 我が国においては、文化支出がフランスの約 1 / 5 (2022 年時点) に留まるなど、諸外国と比べて文化支出が少ない状況にある。今後、文化による経済活性化や観光振興、生活文化の振興をはじめ、文化を基軸とした国づくりを進め、世界への発信力を強化していくためにも、文化庁予算を抜本的に拡充することを求める。

予算拡充に当たっては、文化観光に資する目的税である「国際観光旅客税」について、増収を図られたい。

- (2) 企画立案機能を強化するため京都に設置された食文化推進本部及び文化観光推進本部による、京都をフィールドとした政策立案の一層の推進を求める。

2 文化庁予算の状況

- 令和 6 年度の文化庁の概算要求は 1,350 億円（対前年度比 127.2%）。
- 日本の国家予算に占める文化支出の割合は、諸外国に比べると低い。

(諸外国との文化支出の比較 (2022 年))

国	文化支出	国家予算に占める文化支出の割合
日 本	1,098 億円	0.10%
フランス	5,928 億円	0.81%
韓 国	4,351 億円	1.21%

(出典) 令和 4 年度「文化庁と大学・研究機関等との共同研究事業」

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う諸外国の文化政策の構造変化に関する研究

- 文化による経済活性化や観光振興、生活文化の振興をはじめ、文化を基軸とした国づくりを進めるためには、文化関係予算を抜本的に拡充のもと、文化政策の更なる推進が必要。

3 食文化推進本部及び文化観光推進本部による一層の政策立案の推進

- 文化庁移転を契機とした、食文化推進本部及び文化観光推進本部の京都への設置は、新たな文化行政の世界への発信力強化と地方創生のための画期的な取組であり、石川県、滋賀県のように、これと呼応した自治体の取組が全国に広がっている。

食文化と文化観光は、京都で千年以上にわたり育まれてきた分野であり、食文化においては、日本料理アカデミー等においても先導的な取組が活発に行われており、文化観光においては、京都市内において文化財のユニークベニューとしての活用も進んでいる。京都市としては、こうした文化力を活用し、例えば、二条城や旧三井家下鴨別邸等における文化財の保存と活用の好循環の事例を、文化庁が実施する文化財の活用促進に係る事業のモデルにさせていただくなど、文化庁の取組が日本中の自治体に浸透し、地方創生の起爆剤となるよう最大限貢献したいと考えており、京都市が貢献できる様々な方策と連携した政策立案の一層の推進を求める。

② 2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）と連携した、オール京都によるアートフェア等の開催への支援、京都ならではの新たな夜の魅力や価値の創出・発信（ナイトカルチャー）を一層推進するための支援など、文化行政の一層の推進に向けた支援

1 提案・要望

2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）と連携したアートフェア等の開催への支援、京都ならではの新たな夜の魅力や価値の創出・発信（ナイトカルチャー）を一層推進するための支援、伝統芸能文化の保存・継承・普及を目的とした活動への支援など、文化行政の一層の推進に向けた支援を求める。

2 文化行政の一層の推進に向けて

- 2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）を契機に開催する新しい国際的な芸術祭「日本国際芸術祭」が、文化首都京都を会場に開催され、第 1 回となる本年は醍醐寺をメイン会場とし、京都市内の文化施設も連携事業を実施。引き続き、あらゆる機会を捉え、京都から世界に、日本文化の重要性や奥深さを発信してまいる。
- さらに、京都市では、アート市場の活性化、更には京都の国際的なアート拠点としてのブランド確立を目指し、2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）に向け、オール京都によるアートフェア等の開催に係る検討を進めている。民間のアート市場関係者等も巻き込んだ、世界に通用するアートフェアや国際的に発信力のあるアートイベントの開催を通じて、京都や日本文化の魅力を国内外に発信していくために、国と全面的にタイアップした取組となるよう、様々な支援をいただきたい。
- 加えて、コロナ禍からの回復を受け、国内外から多くの観光客が京都を訪れている中、2025 年には日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催が予定されており、文化観光の一層の推進等により、京都の魅力を更に高め、発信する絶好の契機とする必要がある。

今後、京都市では、市民生活と観光の調和を図りながら、伝統から現代まで、多様な文化が息づく京都の強みを活かした「ナイトカルチャー」を提唱し、京都ならではの新たな夜の魅力や価値を創出することで、経済的な効果に加えて、文化の維持・向上にもつなげていくこととしている。

日本各地には、それぞれ地域の特性に応じた夜の魅力があり、京都における取組が地方創生の更なる推進につながる全国モデルとなり得ることから、取組の円滑な推進に対する支援を求める。

- ・ また、京都市では、全国を対象として、伝統芸能文化の保存・継承・普及を目的とした活動を支援する「伝統芸能文化復元・活性化共同プログラム」を（公財）京都市芸術文化協会と共同で実施している。文化庁においては、令和6年度概算要求において新規要求している「文化財保存等のための伝統技術継承等事業」と本プログラムの共同実施や京都市と連携した情報発信など、日本全国の伝統芸能文化の更なる活性化に向けて各種支援に取り組まれない。

③ 茶道、華道、香道をはじめとする生活文化の振興や「古典の日」の取組の更なる推進

1 提案・要望

小中高等学校での茶道、華道、香道体験をはじめとする文化体験の取組の全国展開など、生活文化の振興・継承に向けた施策の充実と、必要な財政措置を図られたい。

また、「古典の日に関する法律」の趣旨に沿って、広く国民の古典への関心と理解を深めるため、「古典の日フォーラム」を古典の日推進委員会と共同して継続的に開催するなど、11月1日を基軸に「古典の日」の認知度向上と全国展開に向けた取組を推進されたい。

2 生活文化の振興・継承の推進に向けて

- ・ 京都市では、令和元年度から段階的に、全ての市立小学校、市立高校において卒業までに児童・生徒全員が一度は茶道を、全ての市立中学校で生徒全員が一度は生け花を体験する授業を実施している。
- ・ また、茶道、華道をはじめとする幅広い分野の芸術家を京都市内の小中学校等に派遣し、ワークショップ等を実施する「文化芸術授業（ようこそアーティスト）」や、次代を担う子ども達が「京料理」、「菓子文化」などの生活文化を学べる体験教室等を実施している。
- ・ 生活文化は、心を育てることにもつながる重要なものである一方、関わる人口の減少や高齢化等が課題となっており、国においても、令和6年度概算要求において、「生活文化の振興等の推進」の大幅な増額を要求されており、更なる取組の充実が必要不可欠である。

3 「古典の日」の認知度向上及び全国展開に向けて

- ・ 平成24年の「古典の日に関する法律」制定後、国及び地方自治体の各所で、国民が古典に親しむための、「古典の日」（11月1日）にちなんだ様々な特色ある行事・取組が行われている。しかし、それらの取組の機運や効果が地域ごとの限定的なものにとどまっており、全国的に普及・認知・定着する状況にまで至っていない。
- ・ 令和4年度から文化庁との共催で実施している「古典の日フォーラム」においては、「国民文化祭」開催地と連携したプログラムを実施。また、令和2年に創設された「古典の日文化基金賞」では、我が国の古典文化の研究・普及・啓発活動に貢献した方々を顕彰しており、引き続き、国を挙げた取組が必要である。

④ 文化行政の発展につなげるための、文化政策の発信力の強化

1 提案・要望

文化に関する国主催の会議（文化審議会等）及び国際会議（ユネスコ文化大臣会合等）の京都での開催や、京都と文化庁が連携した文化政策に係る共同発表の実施などにより、文化政策の国内外への発信力強化を図ることを求める。

2 発信力の強化に当たって

文化庁の京都移転は、政府関係機関移転基本方針において、国際発信力の向上が期待できるものとされており、岸田内閣総理大臣は、文化庁の京都移転の意義を、「京都の文化の背景には生活があり、歴史の積み重ねがあり、京都からの日本文化の発信は、発信の重み・厚みが変わる」と語られていることから、文化庁が企画・決定した、或いは文化庁と京都が連携した文化政策を京都から国内外に広く発信することが重要。

⑤ 国立文化財修理センター（仮称）の京都市への早期設置、及び文化関係独立行政法人等（国立文化財機構、国立美術館、日本芸術文化振興会、日本芸術院）の効果的な広報発信・相談機能の京都設置

1 提案・要望

文化財修理等における様々な課題解決を担う拠点となる国立文化財修理センター（仮称）を京都市へ早期に設置し、我が国の文化財保存技術を広く普及するための定期的な公開を実施するなど、同センターを活かした地域活性化にもつながる取組の推進を求める。その際、京都市としても、施設整備、人材の確保、資材の確保、技術・知見の継承などについて、同センターの充実に貢献できることが多いと考えている。積極的にその役割を果たしていく所存であり、定期的な意見交換をお願いしたい。

また、文化関係独立行政法人等の効果的な広報発信・相談機能の京都設置を求める。

2 国立文化財修理センター（仮称）の京都市への設置

- ・ 現在、国において、文化財修理センター（仮称）の京都への設置を目指し、検討が進められている。また、岸田内閣総理大臣は、「京都に文化財の修理の拠点となるナショナルセンターとして、国立文化財修理センターを 2030 年度までを目途に整備すべく、必要な取り組みを進めていく」と発言されている。
- ・ 実現に当たっては、全国的にも先行して文化財保護行政を進めてきた京都市の技術、知識、経験、取組や関連施設等を活かした連携を進め、全国の文化財行政の進展にも寄与してまいりたい。

3 文化庁移転を契機とした文化関係独立行政法人の京都設置

第4回文化庁移転協議会（平成 29 年 7 月）において、「文化庁が本格移転を実施する時期に、文化関係独立行政法人の広報発信や相談に係る機能を京都に設置することについて、効果を含め具体的に検討を進める」と示されており、文化庁の京都移転を契機として、独立行政法人の広報発信や相談機能を京都に設置し、その機能を一層強化するとともに、事業効果を全国に普及されたい。

⑥ 京都駅東部エリアへの移転を契機とした京都市立芸術大学の更なる発展に向けた支援

1 提案・要望

- (1) 大学の安定的な運営のため、地方交付税において大学が果たす役割や実態に見合った基準財政需要額となるよう、公立大学学生 1 人当たり単位費用の大幅な引上げを求める。
- (2) 高等教育の修学支援制度について、授業料減免等の対象外となっている大学院生や留学生等を対象に加えるよう、更なる制度の充実を求める。

2 大学の安定的な運営に向けて

- (1) 地方交付税の基準財政需要額における公立大学学生 1 人当たりの単位費用については、すべての種別で減少傾向にある。
- (2) 令和 4 年度の芸術系（市町村）の単位費用は 790 千円である一方、京都市立芸術大学では、令和 4 年度決算ベースで学生 1 人当たり 2,280 千円の経費を要している。
- (3) 大学の安定的な運営に当たっては、単位費用を大幅に引き上げ、実態に見合ったものとする必要がある。

＜地方交付税基準財政需要額における公立大学学生 1 人当たりの単位費用＞（単位：千円）

種別	H16	H25	R 3	R 4	ピーク時からの減少幅※
医科系	4,586	3,941	3,763	3,754	832 (18.1%)
歯科系	2,775	2,303	2,120	2,116	659 (23.7%)
理科系（道府県）	2,004	1,794	1,461	1,458	546 (27.2%)
保健系	2,004	2,018	1,668	1,665	353 (17.5%)
社会科学系	334	224	212	211	123 (36.8%)
人文科学系	369	455	435	435	20 (4.4%)
家政系・芸術系（都道府県）	886	714	691	690	196 (22.1%)
家政系・芸術系（市町村）	1,061	852	813	790	271 (25.5%)
専門職大学（理科系・芸術系）	—	—	1,590	1,589	1 (0.1%)

※ 専門職大学（理科系・芸術系）は R3、保健系、人文科学系は H25、その他は H16 がピーク

（出典：一般社団法人公立大学協会「公立大学ファクトブック 2022」）

3 高等教育の修学支援制度

- (1) 「大学等における修学支援に関する法律」の施行により、令和 2 年度から高等教育の修学支援制度が開始されているが、対象外となっている留学生や大学院生等についても、対象に加えられたい。

＜令和 4 年度京都市立芸術大学独自減免の実績＞

人数（延べ）	93 人（内訳：留学生 36 人、大学院生 34 人、学部生（高校卒業後 3 年以上経過し、入学した者）23 人）
減免額	12,734,180 円
減免内容	入学金：282,000 円 授業料：535,800 円を上限に 全額免除、7 割減、5 割減、3 割減のいずれか

【提案・要望事項】

持続可能な観光の実現に向けた支援の充実

1 市民の暮らしの豊かさの向上などに貢献し、様々な危機や環境問題に対応する持続可能な観光の実現に向けて

コロナ禍以前、京都市においては、一部の観光地における観光客の集中、無断撮影による迷惑行為などの地域固有のマナー問題、大型荷物の持ち込みによる市バス車内の混雑等により、地域住民の生活に影響が生じていたため、観光客の時期・時間・場所の3つの分散化や、効果的なマナー周知・啓発、手ぶら観光の推進等、市民生活と調和した観光の実現に向けた様々な取組を進めてきた。こうした取組に対し、国からも御支援いただいたことに御礼申し上げる。

新型コロナウイルス感染症の5類移行等により、本格的な観光回復が進みつつある中、地域住民からは観光課題の再燃を懸念する声もあり、持続可能な観光の実現には、積極的な誘客と併せて、再び地域で観光課題が生じないように、十分な対策を講じる必要がある。

国においては、2025年に開催する日本国際博覧会（大阪・関西万博）も見据え、観光立国の持続可能な形での復活に向け、「持続可能な観光地域づくり」、「インバウンド回復」、「国内交流拡大」の3つの戦略に取り組むこととされており、今秋には、関係省庁一丸となり観光課題への対策を取りまとめられたところである。京都市においても、秋の観光シーズンを見据えたソフト、交通・ハード両面での対策を進めているところであるが、持続可能な観光の実現に向けては、地域の実情を踏まえた、国からの支援が必要不可欠であることから、以下の点を求めたい。

① ソフト、交通・ハード両面での観光課題対策への支援

1 提案・要望

- (1) 京都市をはじめとする主要観光都市との緊密な連携の下、国としても外国人観光客に対する積極的なマナー啓発に取り組むとともに、京都観光モラルの普及・促進、マナー啓発、時期・時間などの分散化、混雑情報の発信、公共交通利用の促進、手ぶら観光の推進など、観光課題解消に向けて地方自治体が実施する取組に対する支援を行うこと。

とりわけ、手ぶら観光については、更なる推進の観点から、現行の手荷物預かりや荷物配送に加えて行う新たな環境整備に対する支援を行うこと。

- (2) 安心・安全の確保、快適性の確保の観点から、混雑が生じている京都駅等の交通結節点の施設改善・強化に対して支援すること。

加えて、京都駅一極集中緩和のため、代替となる主要な交通結節点の機能強化に対して支援すること。

- (3) 一部地域の混雑の緩和を図るためには、各地域公共交通事業者の取組が不可欠であることから、各事業者の積極的な取組を促すとともに、各事業者が連携して行う取組を支援すること。
 また、行政・関係交通事業者が一丸となって取り組む MaaS など、市内公共交通ネットワークにおける混雑の平準化に係る取組に対して、支援すること。
- (4) 京都市内移動の中心的役割を担う市バス・地下鉄をはじめ、「混雑の見える化」などの運行情報のオープンデータ化や、キャッシュレス決済の機能拡充等、交通 DX を一層推進する事業等の予算を大幅に増額すること。
- (5) 乗り場等の混雑緩和や担い手不足の対策にも資するバス・タクシーの輸送力強化に対して、車両調達費用や、導入に要する関連経費も含めて総合的に支援すること。
- (6) 京都市では、この間、「人と公共交通優先のまちづくり」に資する取組により、クルマ利用中心のまちと暮らしからの転換が進んでいたが、コロナ禍においてマイカーによる観光客の入洛が増えている（R1：9.0%→R4：14.1%）。脱炭素社会の実現に向け、行動変容を進めるため、ビッグデータ・オープンデータの分析・活用、インセンティブの付与等を通じた、パークアンドライドの更なる推進など、クルマ利用者の行動変容に係る取組強化に対して支援すること。

【参考】「京都観光に関する市民意識調査」（令和4年）

- ・「京都市の発展に観光が重要な役割を果たしている」と回答した市民の割合：72.9%
- ・「バスや地下鉄などの公共交通機関の混雑」によって迷惑を経験した市民の割合：58.3%
- ・「観光客のマナー違反」によって迷惑を経験した市民の割合：38.5%

2 持続可能な観光の実現に向けた京都市の主な取組

- (1) 外国人観光客のビッグデータを活用し、より精度の高い混雑予測を提供するなど「京都観光快適度マップ」の掲載情報を充実し、混雑を避け快適に観光できる環境の向上及び分散化を促進。
- (2) 旅マエから旅ナカまで様々な場面で京都のマナーを目にし理解できるよう、国や事業者等との連携のもと、京都観光オフィシャルサイトや SNS、市内中心部におけるデジタルサイネージを活用した啓発や、京都市認定通訳ガイドを活用したマナー・モラル啓発に関するモデルツアーの造成・実施等を行う。また、地域が主体的に実施するマナー啓発の取組への支援など様々な取組を推進している。
- (3) 手ぶら観光を促進するため、手ぶら観光情報 WEB サイト「Hands Free Kyoto」に手荷物の一時預かりサービスを実施する事業者やコインロッカーの場所を掲載した Google マイマップを導入。また、サービスを実施する事業者の更なる拡大に向けて登録の勧奨を行うとともに、ネットでの発信強化等により、更なる周知を実施。
- (4) タクシー業界との連携のもと、多くの御利用者が列をなす京都駅烏丸口のタクシー乗り場における乗合タクシーの実証運行や、タクシー御利用者を観光地等で降ろした後、御利用者の手荷物だけをタクシーに載せたまま宿泊先のホテルまで運ぶ「貨客混載」の実証運行を開始。
- また、今後、国と連携し、京都駅において臨時手荷物預かり所を設置するとともに、地下鉄・乗合タクシー等への誘導を実施。

- (5) 京都駅一極集中の緩和に向けた情報発信として、入洛者の「日常生活・出発地」、「車内・経路」、「目的地直前」という3つの段階に即して、サブゲートを活用した効率的なルート利用を促進。
- (6) 道路の混雑対策として、マイカーでの入洛者が多い大阪府・兵庫県・愛知県を重点地域とし、「旅行計画段階」、「移動中」、「目的地直前」の3つの段階の情報発信により、パークアンドライドの利用を促進するほか、一部地域での交通規制も実施。
- (7) 市バスの混雑対策として、混雑の一因となる「バス1日券」の販売を9月に終了し、「地下鉄・バス1日券」の販売強化を行うとともに、鉄道駅と観光地を結ぶ臨時バスの運行を実施。さらに、ピークとなる11月には市バスから地下鉄への無料振替を拡充するほか、新たに京都駅から清水寺へ向かう観光のお客様向けの急行バスの運行を実施。

② 観光事業者及び地域公共交通事業者の担い手不足に対する支援

1 提案・要望

- (1) 観光事業者の担い手不足の解消に向けて、観光事業の担い手のイメージ向上に係る取組への支援や、宿泊施設で働く意欲のある外国人労働者の就労に向けた訓練費等に対する支援、学生・留学生を対象としたインターンシップ等への支援、DXなどの業務効率化に資する設備投資に対する支援を行うこと。
- (2) 市民生活と調和した持続可能な観光を支える観点からも、深刻な担い手（運転士、整備士等）不足にあるバス・タクシー事業者の採用活動や、離職率低減の取組をバックアップするため、処遇改善や環境改善、事業の魅力発信等に係る支援を強化すること。

2 担い手不足に係る状況

- (1) 京都市観光協会の「観光業界における人手不足についての調査」（令和5年8月公表）の結果によると、回答した152事業者の7割以上が担い手不足を感じており、特に「接客」職の担い手不足が顕著であった。
 - ・ 従業員数がコロナ禍前（2019年）比で減ったと回答した事業者の割合：65.1%
 - ・ 人手不足を「とても感じる」または「感じる」と回答した事業者の割合：71.3%
 - ・ 不足している上位3職種：接客…46.0%、営業・渉外…34.0%、調理…22.7%
- (2) 公共交通の担い手不足は、コロナ禍以降深刻化しており、令和元年度と令和4年度を比較すると、京都府内の大型二種免許交付件数はほぼ半減（275人→145人）し、京都市域の法人タクシー運転者登録数は約2割減少している（7,953人→6,147人）。

3 京都市の取組

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、社会経済活動の正常化が進展する中、秋の観光シーズンも見据え、宿泊・飲食事業者や地域公共交通事業者の担い手確保に向けた支援を実施（予算総額108,000千円）。

③ インバウンドの回復や MICE 誘致に向けた支援

1 提案・要望

- (1) 社会経済活動の回復や日本の競争力の維持・向上のため、インバウンドや MICE の積極的な誘致に向けた対策を行うとともに、支援を行うこと。
- (2) とりわけ、インバウンドの回復に当たっては、上質な観光サービスを求め、これに対価を支払う観光客へ積極的なプロモーションを行うなど、インバウンド需要の取込みにつながる効果的な施策を講じること。

2 現状・課題

インバウンドや MICE については、諸外国や国内の他都市に遅れを取らないよう、2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）も視野に、上質なサービスを求める訪日客や MICE の積極果敢な誘致施策を強力に推進する必要がある。

3 京都市の取組

- (1) 通訳ガイドの新規募集や海外商談会への出展等を再開するほか、京都観光オフィシャルサイト等を活用した情報発信強化、サステナブルツーリズム等をテーマとした映像コンテンツの制作、宿泊施設と連携した質の高い観光コンテンツの周知案内等を行い、インバウンドを促進する。
- (2) MICE 商談会の開催及び出展を再開するほか、MICE 開催による SDGs への貢献が求められることから、SDGs に資する活動を推進する MICE 主催者に対して新たな支援を実施し、MICE の早期回復を図る。

<国際会議の開催件数（平成 30 年～令和 4 年）>

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
国際会議開催件数（件）	348	383	26	4	70

【提案・要望事項】

市バス・地下鉄事業の中長期的な安定運営に向けた支援

1 提案・要望

新型コロナウイルス感染症の影響により、危機的な経営状況にある市バス・地下鉄事業に対して、国において、特別減収対策企業債や特例債制度の継続、緩和債の発行要件緩和といった格別の御支援をしていただいたことに御礼申し上げます。

令和4年度決算では、市バス・地下鉄事業ともに3年連続の赤字となるなど厳しい経営状況は継続している。とりわけ、市バス事業においては、コロナ禍前においても、1／4の黒字路線が3／4の赤字路線を支える構造であり、市内をきめ細やかに走る全国でもトップ水準のバス路線を維持するためにも、引き続き運賃改定を見込まざるを得ない状況にある。

両事業が市民生活と多様な都市活動を支える役割を果たせるよう、また、全国的に大きな課題となっている、運転士をはじめとするバスの担い手不足や、一部地域の混雑緩和などの観光課題対策に十分に取り組むためにも、以下のとおり支援をお願いしたい。

(1) 市バス事業への支援

- ・ 今後も新しい生活スタイルの定着等によりお客様数が新型コロナウイルス感染症の発生前には戻らない見込みであること、また、昨今の燃料・電力費をはじめ物価や人件費（運行や保守整備に係る委託料）の高騰の影響などから厳しい経営状況にある公共交通を維持・確保していくため、支援制度を構築すること。
- ・ 安全・安心、SDGs、省エネ、脱炭素に資するバス車両導入への支援として、公営企業債（脱炭素化推進事業）の対象について、電気バスだけでなく、省エネに考慮したバス車両更新についても対象とすること。
- ・ 民間バス事業者と同様に、深刻な担い手（運転士、整備士）不足にある市バス事業の採用活動や、離職率低減の取組をバックアップするため、処遇改善や環境改善、事業の魅力発信等に係る支援を強化すること。
- ・ 「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」について、「混雑の見える化」などの市バスの運行情報のオープンデータ化やキャッシュレス決済の機能拡充をはじめ、交通DXを一層推進する事業等の予算を大幅に増額すること。

また、観光課題対策に資する市バスの輸送力強化に対して、車両調達費用や、導入に要する関連経費も含めて総合的に支援すること。

(2) 地下鉄事業への支援

- ・ 今後も新しい生活スタイルの定着等によりお客様数が新型コロナウイルス感染症の発生前には戻らない見込みであること、また、昨今の燃料・電力費をはじめ物価や人件費（運行や保守整備に係る委託料）の高騰の影響などから厳しい経営状況にある公共交通を維持・確保していくため、支援制度を構築すること。
- ・ 地下鉄事業を「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」の対象に含めること。

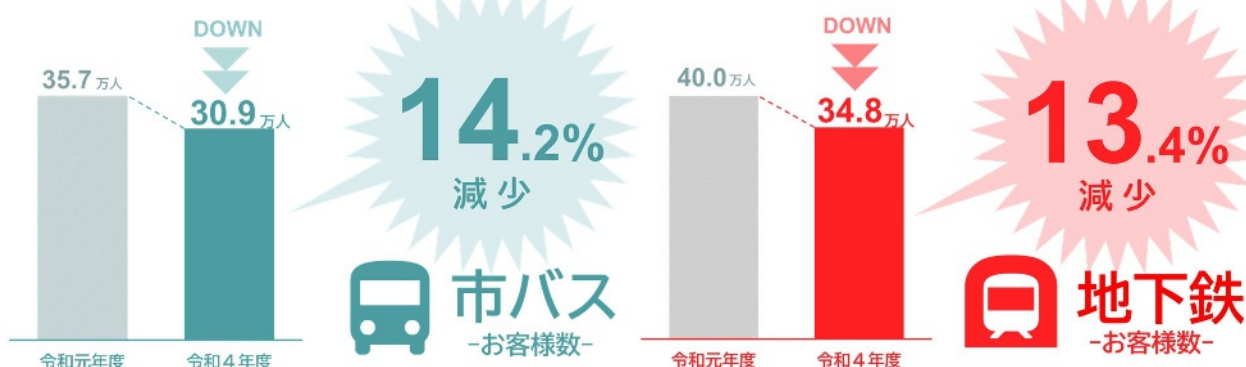
- 「鉄道分野のカーボンニュートラルの目指すべき姿」（令和5年5月公表）の実現に向け、安全・安心、SDGs、省エネ、脱炭素に資する老朽化対策への支援として、「地下高速鉄道整備事業費補助」を鉄道既存設備の改修・更新にも活用するための制度拡充や、公営企業債（脱炭素化推進事業）の対象に地下鉄車両の改修だけでなく更新も含めること、さらには建設改良費について、水道管路老朽化対策と同様、1/2を一般会計出資債の対象とし、その60%に交付税措置を講じること。

※＜経営ビジョン（2019-2028）期間中における車両・設備更新費用等見込額＞

	地下鉄車両	信号保安設備	電力設備	情報通信設備	その他	合計
金額（税込）	約 270 億円	約 200 億円	約 140 億円	約 30 億円	約 100 億円	約 740 億円

＜お客様数・運賃収入の状況＞

＜1日当たりのお客様数＞

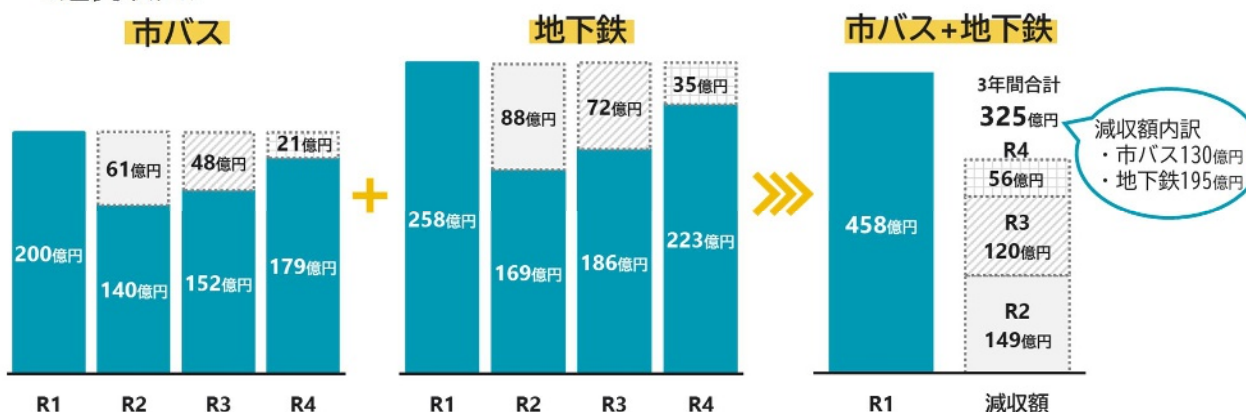


＜令和5年度の御利用状況（速報値）＞

区分	市バス		地下鉄	
	1日当たりのお客様数	増減率	1日当たりのお客様数	増減率
4月	338千人	▲17.4%	378千人	▲8.5%
5月	338千人	▲8.3%	396千人	▲7.3%
6月	335千人	▲8.2%	391千人	▲6.6%
7月	332千人	▲9.5%	397千人	▲7.1%
8月	312千人	▲11.7%	359千人	▲9.5%

※増減率は令和元年度同月比較

＜運賃収入＞



2 市バス・地下鉄の経営状況

- ・ 京都市の市バス事業は、1／4の黒字路線が3／4の赤字路線を支える構造であり、また、地下鉄事業は建設に係る企業債償還の負担が非常に大きいことなどにより、両事業とも厳しい経営状況が続いていた。
- ・ 加えて、令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、運賃収入が大きく減少し、地下鉄事業は令和2年度決算で財政健全化法に基づく経営健全化団体となり、市バス事業は令和3年度から累積資金不足が生じた。
- ・ テレワークなどの新たな生活様式の定着等により、コロナ禍前の状況までお客様数の回復が見込めない中、「京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョン（2019-2028）」に掲げた事業運営の基本的な方針は引き継ぎつつ財政面での計画を中心に見直すこととし、令和4年3月に「経営ビジョン【改訂版】」を策定した。
- ・ 令和4年度は通勤・通学の定期券で御利用いただくお客様が徐々に回復し、また、春・秋の観光シーズンには全国旅行支援など国の対策を契機に観光地を中心に賑わいが戻りつつあり、令和2年度を底に御利用は回復傾向にある。しかし、コロナ禍前の状況には及ばず、市バス・地下鉄事業の運賃収入は、令和元年度と比較して令和2～4年度の3年間で合計▲325億円もの大幅な減収となり、依然として厳しい経営状況を余儀なくされている。
- ・ 市バス・地下鉄事業ともに令和5年度に入り御利用状況は改善しているが、依然としてお客様数はコロナ禍前までは回復しておらず、「経営ビジョン【改訂版】」に掲げる経営健全化策に取り組むものの、市バス事業は、軽油単価の上昇や人件費（運行や保守整備に係る委託料）の高騰の影響に加え、「担い手確保」の取組を進める必要があることなどから、引き続き運賃改定を見込まざるを得ない。地下鉄事業は、令和4年度決算をもって経営健全化団体から脱却したものの、電気料金の上昇や、更新時期を迎える車両、老朽化した設備の改修・更新に多額の費用がかかることなどから、この先も厳しい経営状況が続く見通しである。

3 持続可能な事業運営に向けて

- ・ 市バス、地下鉄事業は市民生活と都市の成長戦略を支えるうえで必要不可欠であり、引き続き両事業の持続可能な事業運営に全力で取り組む。
- ・ 「経営ビジョン【改訂版】」に基づく経費削減を引き続き徹底していくことはもちろんのこと、新たなポイントサービスの導入や臨時バスの増強など増収・増客の取組を徹底して行い、また、市バスから地下鉄への無料振替の拡充といった混雑緩和の取組を積極的に展開していくとともに、子育て世代への支援や事業活動における環境への配慮など、持続可能な社会の実現を目指すSDGsの達成に向けた取組を進める。
- ・ 一方、市バス、地下鉄の御利用は、テレワーク等の新たな生活様式の浸透により今後もコロナ禍前までの回復が見込めないなど、依然として先行きが見通せず、さらに、運行に必要な燃料・電力費をはじめとした物価や人件費（運行や保守整備に係る委託料）の高騰など取り巻く経営環境は、この先も厳しい状況が続く見通しであることから、引き続き、支援が必要である。

【提案・要望事項】

持続可能な公共交通の維持・確保に向けた支援

1 提案・要望

国においては、この間、地域公共交通の維持・確保や、利便性・効率性の向上に資する予算を大きく確保いただき、御礼申し上げます。

人口減少や高齢化の進行に加え、コロナ禍におけるライフスタイルの変容による利用者の減少や燃料費の高騰、さらには、全国的に大きな課題となっている、運転手をはじめとするバスの担い手不足など、地域公共交通を取り巻く状況は厳しさを増す中、各地でバス路線の減便や廃止が相次いでいる。

地域公共交通は、安心安全で快適な暮らしや、人と人との交流、経済・文化活動を支える大切な生活の足である。また、地域における移動手段の維持・確保は、交通分野の課題解決にとどまらず、環境分野においては、移動需要を集約して輸送することで環境負荷の軽減を図り、脱炭素社会の実現により社会全体が享受する効果が見込めるなど、環境、まちづくり、観光振興といった様々な分野に影響し、地域社会全体の価値を高めるものである。

社会にとって重要な役割を果たし、必要不可欠である地域公共交通を将来にわたり持続可能なものとするためには、自治体による支援はもとより、国による十分かつ安定的な支援が必要不可欠であり、以下の点を求めたい。

(1) 幹線補助及びフィーダー補助による安定的な財政支援及び制度充実

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（幹線補助）や地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（フィーダー補助）による安定的な財政支援を求めるとともに、フィーダー補助の上限額の引上げ、類似のバス路線を維持するための国庫補助及び地方財政措置の創設・拡充など、更なる制度の充実を求める。

(2) 自家用有償旅客運送等に特化した財政支援制度の創設など、持続可能な住民主体の運送サービスに向けた支援の充実

地域が主体となって運行する自家用有償旅客運送や無償運送に対する支援制度の創設など、地域又は支援を行う自治体に対する国庫補助及び地方財政措置の充実を求める。

2 現状・課題

- ・ 下記バス路線は、市内山間部と市街地を結ぶ唯一の公共交通機関であるが、国の幹線補助・フィーダー補助を活用することで、かろうじて路線を維持している。

《幹線補助路線》

京阪京都交通（原・神吉線）、西日本 JR バス（高雄・京北線）

《フィーダー補助路線》

京都市北区雲ヶ畑バス「もくもく号」



京阪京都交通
(原・神吉線)



西日本 JR バス
(高雄・京北線)



雲ヶ畑バス
「もくもく号」

- ・ 上記路線に加えて、他の路線についても運営状況は厳しく、路線を維持するために幹線補助及びフィーダー補助の潜在的な需要は高まっている。
- ・ また、高齢化の進行に伴い、移動需要の多様化(近距離移動、小規模輸送等)が進んでいるが、交通事業者においては、利用者の長期減少傾向に加え、近年のバス運転士不足や新型コロナウイルス感染症の影響による利用者減等により、これらの需要にこたえて路線・ダイヤの拡充を図ることは難しい。このような状況において、地域の共助の取組として住民主体の運送サービス（自家用有償旅客運送、道路運送法における登録又は許可を要しない運送（無償運送））の必要性が高まっている。
- ・ しかし、自家用有償旅客運送の場合、運賃収入だけで運行経費を賄えない、あるいは運賃が高額化する可能性が高く、公的支援等がなければ実施することが難しい。
- ・ 現在、自家用有償旅客運送にはフィーダー補助が活用できるが、自治体ごとに補助上限（対象人口×90 円×0.7+2,000 千円（定額））が設定されており、京都市は雲ヶ畑バスもくもく号で大部分を活用していることから、追加で活用できる金額は僅少となっている。

＜フィーダー補助活用額（令和4年度）＞

補助上限額（A） （京都市）	補助活用額（B） （雲ヶ畑）	（A）－（B）
2,008 千円（※）	1,362 千円	646 千円

※ 対象人口（雲ヶ畑：131 人）×90 円×0.7+2,000 千円（定額）

- ・ 京都市では、令和3年度に地域団体等が主体となった「住民ボランティアバス」など、地域の共助による生活交通確保に向けた取組に対し、「地域主体の生活交通確保支援」制度を創設し支援しているが、移動需要の高まりに対応するには多額の財政負担が生じることから、更なる財政支援が不可欠な状況である。

3 要望の効果

- ・ 幹線補助及びフィーダー補助等による安定的な支援が実現すれば、路線の維持・確保に大いに寄与するとともに、市内全域で持続可能な公共交通を実現し、人口流出の防止や地域の活性化にも寄与する。
- ・ 公共交通の充実や維持・確保が困難となる中、自家用有償旅客運送等に特化した支援制度が創設されれば、自治体や地域の負担軽減につながるとともに、地域の多様な移動需要に応じた住民主体の運送サービスの導入及び継続の後押しとなる。

【提案・要望事項】

地域公共交通再構築事業（社会資本整備総合交付金）の交付対象事業の 拡充

1 提案・要望

国においては、この間、地域公共交通の維持・確保や、利便性・効率性の向上に資する予算を大きく確保いただき、御礼申し上げます。

人口減少や高齢化の進行に加え、コロナ禍におけるライフスタイルの変容により利用者が減少するなど、地域公共交通を取り巻く状況は厳しさを増す中、京都市では、地域公共交通計画を令和5年中に策定し、IC定期券の共通利用、乗継割引といったシームレス化の取組や、新技術を活用した公共交通の利便性向上の取組など、持続可能な地域公共交通の確立を目指した取組を推進していくこととしている。

とりわけ、京都市西部に位置する洛西地域においては、まち開きから47年を経過した洛西ニュータウンを中心とした地域の活性化に向け、令和5年4月に都市計画、雇用、住宅、交通、公園など様々な観点から総合的に取り組む「洛西“SAIKO”プロジェクト」を立ち上げ、まちの担い手である住民・事業者と行政が協働し、一気呵成に取組を進めているところであり、交通の利便性・効率性の向上については、本プロジェクトの軸となる取組である。

当該プロジェクトの実現、さらには持続可能な地域公共交通の確立に向けては、国からの支援が必要不可欠であり、とりわけ、利用者の利便性向上に資する、交通事業者のDXの促進、運賃制度のシームレス化に向けた更なる支援が必要となる。

ついては、国の地域公共交通再構築事業において、現在、効果促進事業の対象とされている、交通事業者のデジタル技術を活用した利便性向上、経営の効率化に資する取組（ICカードシステムを活用したキャッシュレス決済導入の取組等）や、バス車両の導入を基幹事業の交付対象とすることを求める。

2 現状・課題

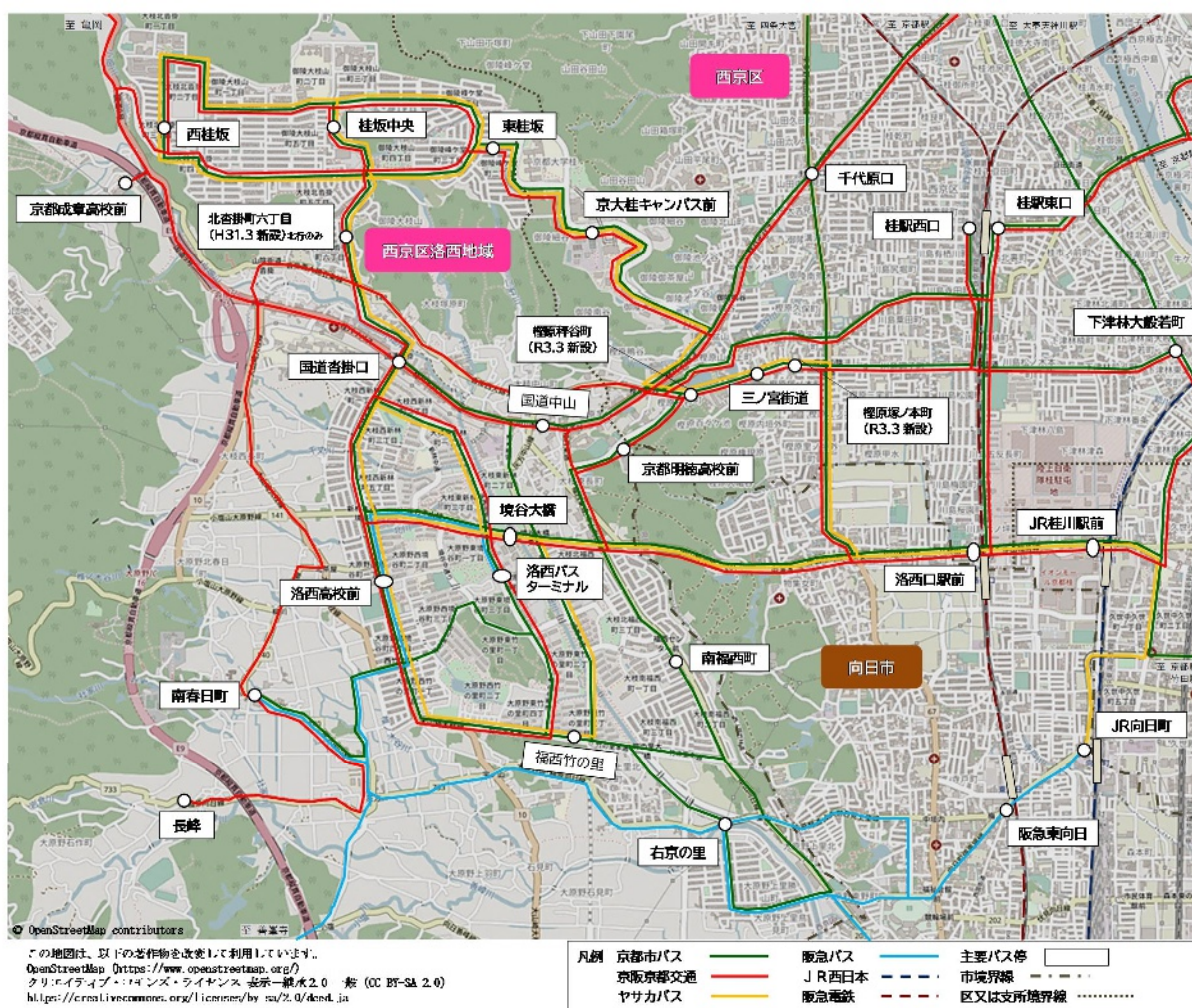
- ・ 洛西地域では、路線バス4社局が住宅地から鉄道駅へのアクセスを中心に、地域内をきめ細かに運行（次ページ図参照）しているものの、ICカードシステムが未整備の事業者があることや各事業者のシステムの違いから、事業者の枠を超えたIC定期券の共通利用や乗継割引といった取組が実施できないという課題を抱えている。地元住民をはじめとした利用者の利便性向上のためにはICカードシステムの整備・改修が必須となっている。
- ・ 一方、令和5年度に創設された地域公共交通再構築事業では、停留所や営業所・車庫等の施設整備といったハード整備が交付対象事業とされている中、シームレス化やキャッシュレス化を実現するために必要なICカードシステムの整備・改修は基幹事業の交付対象とされていない。

「洛西“SAIKO”プロジェクト」の軸である交通の利便性・効率性の向上を実現する

ためには、シームレス化が必須であり、ICカードシステムの整備・改修といったシステム投資は切っても切り離せないものである。また、ICカードシステムの整備・改修は、施設整備に類する設備投資であり、本投資を地域公共交通再構築事業（基幹事業）に位置付けることは、「地域戦略と連動した持続可能性、利便性、効率性の高い地域交通ネットワークへの再構築を図る」という同事業の目的にも正に合致するものである。

- また、先進バス車両等については、導入が促進されれば、持続可能性・利便性・効率性の向上が期待できるものの、現状の位置付けである効果促進事業では、予算総額が基幹事業の2割目途とされており、基幹事業の規模に左右される。導入を計画的かつ安定的に進めるためには、基幹事業に位置付けていただくことが必要不可欠である。

<参考：洛西地域を運行するバス路線図>



【提案・要望事項】

原油価格・物価高騰を踏まえた、事業者、市民生活に対する支援の充実

1 提案・要望

原油価格・物価高騰に対し、国においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等により、地方自治体を支援いただいたことに御礼申し上げます。京都市においても当該交付金等を最大限活用し、事業者や市民生活に対する支援を実施しているが、依然として厳しい状況であり、引き続き、市民生活・京都経済を下支えするため、以下のとおり支援の継続・充実を求める。

(1) 経営への影響が深刻な中小企業等に対する支援

- ・ 幅広い業種を対象に、申請・活用しやすい支援制度を構築するとともに、事業再構築補助金のように、これまで国が実施してきた支援策を充実・再実施すること。
- ・ 燃料油をはじめ、エネルギーや資材等の安定供給及び価格低減に向けた措置の実施や、適正な価格転嫁に向けた発注元事業者に対する指導と監視の徹底など、中小企業等を取り巻く環境整備に取り組むこと。

(2) 地域公共交通事業者等に対する支援

- ・ 市民生活と多様な都市活動に不可欠な動線として、将来にわたって公共交通を維持・確保していくため、地域公共交通事業者等に対する支援を継続・拡充すること。
- ・ 燃料油価格の高騰に対しては、情勢が落ち着くまでの当面の間、国による激変緩和措置を継続・拡充するとともに、新たに市バス・民間バスをはじめ、地域公共交通事業者等に対する補助制度を創設し、更なる支援を行うこと。

(3) 社会福祉施設及び医療機関等に対する支援

- ・ 社会福祉施設や医療機関等について、物価高騰により運営が非常に厳しい状況にあることを踏まえ、国が定める報酬単価や公定価格、施設整備に係る国庫補助単価の改定を行うこと。また、物価高騰の状況を踏まえた財政支援を継続すること。

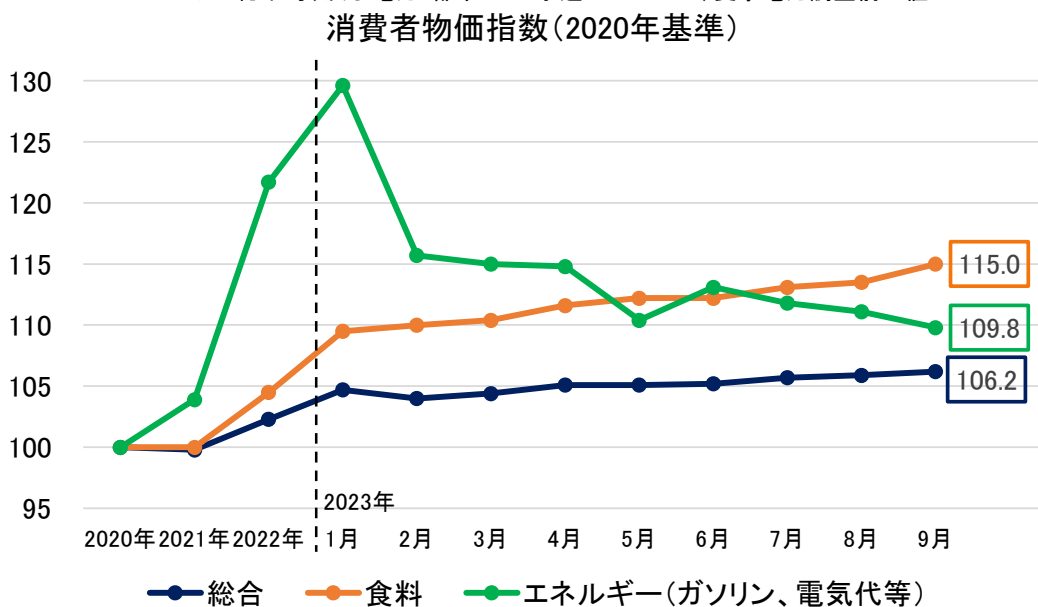
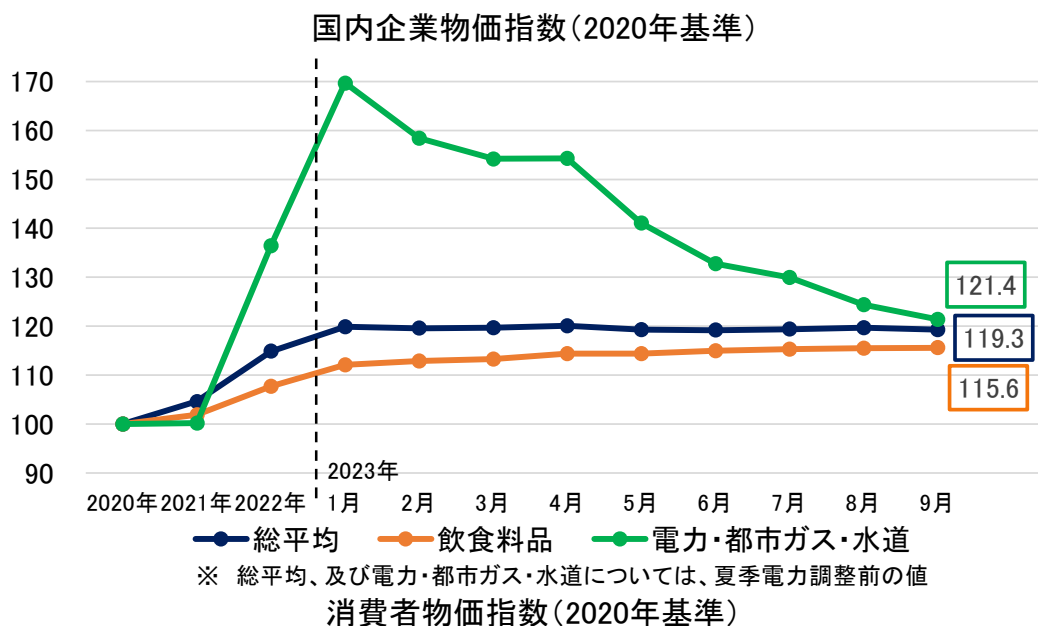
(4) 雇用対策の充実

- ・ 非正規雇用労働者やフリーランス等の不安定な立場にある方に対する支援をはじめ、賃金の引上げに向けた事業者の生産性向上の取組等に対する支援策を充実すること。

(5) 子育て世帯に対する支援

- ・ 保護者負担を増やすことなく、栄養バランスや分量を保った学校給食を実施するためにも、学校給食用の食材費高騰に対する財政支援を継続すること。

<参考：国内企業物価指数及び消費者物価指数（2020 年基準）>



出典：日本銀行「国内企業物価指数（2020 年基準）」、総務省「2020 年基準消費者物価指数」

2 京都市の取組

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等も活用しながら、原油価格や物価高騰の影響を受けた市民や事業者の負担軽減を実施。

総額：42,545 百万円（金額は令和 4 年度決算＋令和 5 年度予算（当初、補正））

<主な取組内容>

- ・ 中小企業や小規模事業者等の事業活動継続に向けた支援（5,444 百万円）
- ・ 農業者等の収益改善に資する取組に対する支援（167 百万円）
- ・ 地域公共交通等の運行維持に向けた支援（1,196 百万円）
- ・ 学校給食費の保護者負担支援（412 百万円）
- ・ 福祉、子育て施設における運営費に対する支援（3,864 百万円）
- ・ 広域型特別養護老人ホーム整備に対する支援（22 百万円） など

【提案・要望事項】**マイナンバーカードの交付等に係る体制確保に向けた確実な財政措置****1 提案・要望**

安全・安心で利便性の高いデジタル社会の早期実現に向け、マイナンバーカード（以下「カード」という。）の普及推進、利活用拡大は重要であり、京都市においても、自治体の責務として、制度周知や円滑なカード交付等の取組を進めている中、国においては、令和5年度もカード交付等に係る体制を維持するための必要額を確保いただいたことに御礼申し上げます。

マイナンバー制度がデジタル社会の基盤として有効に機能するよう、京都市としても、国の「マイナンバー制度及びマイナンバーカードに関する政策パッケージ」を踏まえ、カードの円滑な取得、今後到来する多くのカード更新、健康保険証との一体化などのカードの更なる利活用について、国との連携のもと、着実に実施してまいりたく、以下のとおり支援を求めたい。

- (1) 令和6年度もカードの交付や更新等に係る体制を確保するための必要額を確保のうえ、確実に財政措置すること。
- (2) カードと健康保険証の一体化及び公金受取口座の登録の推進等における自治体の役割を明確に示すとともに、マイナポータルの閲覧支援等も含め、カードの利活用に関する国の取組を自治体が支援する場合に必要な経費について、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

2 現状・課題

- (1) 令和6年度概算要求において、市区町村へ配分されるマイナンバーカード交付事務費補助金の額は、263.3億円（令和5年度の236.6億円と同水準）であり、これ以上の予算措置がない場合、全国に占める京都市の人口規模（約1.2%）を基に算出すると、令和6年度は国からの補助額が約3億円になる見込み。この見込み額では、出張申請窓口や広報等のカードの普及促進に係る事業はもとより、京都市のカード交付窓口の中心であるマイナンバーカードセンターの維持すらできない状況になる。

【令和6年度概算要求額の補助金額で可能な窓口体制の想定】

	現状	概算要求を踏まえた体制
カード関連業務の窓口	マイナンバーカードセンター等	廃止
	各区役所・支所カード交付コーナー	現状維持
		バックヤード機能拠点1箇所【新設】
カード交付・更新	30,000～40,000枚／月	6,000枚／月
暗証番号初期化・電子証明書更新	7,300件／月	3,000件／月
出張申請窓口、出張申請 [※] ネット窓口	年間800回程度実施の見込み	0回

- (2) カード申請率が80%を超え、カード交付件数については、今後増加が緩やかになると考えられる。一方で、カード更新及び電子証明書更新に関しては、令和7年度以降、大幅な増加が見込まれ、令和7年度には約20万件、令和8・9年度には約30万件（令和5年度：約3.8万件）の対応が必要となり、引き続き、体制の維持・確保が欠かせないため、令和5年度補正予算等での必要額の財政措置や速やかな方針決定が必要。

なお、今後の財政措置に当たっては、安定的なカード交付体制を確保するための観点からも当初予算での必要額の確保を図られたい。また、確保された額を基に予算編成を行うことから、自治体に措置される予算額の規模を明確に示していただきたい。

【令和9年度にかけての想定対応件数（推測値）】

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
カード交付	202,367件	118,330件	77,090件	49,569件	35,851件
暗証番号初期化	21,414件	23,770件	25,305件	26,292件	27,006件
電子証明書更新	33,212件	38,116件	170,075件	169,261件	225,062件
カード更新	4,750件	5,451件	34,715件	126,425件	61,593件
合計（要対応件数）	261,743件	185,667件	307,185件	371,547件	349,512件

- (3) マイナポイント第2弾事業終了後のマイナポータル手続支援等の取組について、自治体に対する具体的な要請や財政的支援は示されていない。これまでの支援の実態を鑑みると、デジタルに不慣れな方は一定数いるため、マイナポータル手続等はもとより、今後、カードの更なる利活用を進めていく中でも、身近な窓口である各自治体に対し支援を求められることが想定される。支援を必要とする住民に寄り添い「誰一人取り残されないデジタル化」を実現するためにも、自治体が行う支援方針を示すとともに、継続的かつ十分な財政支援を行っていただきたい。

3 京都市の状況・取組

- (1) 令和5年9月末時点の京都市におけるカードの申請率85.1%（全国87.4%）、交付枚数率（累計）73.5%（全国76.8%）、保有枚数率（※）68.3%（全国72.5%）。
（※）保有枚数は令和5年7月に総務省が初めて公表。交付枚数（累計）から死亡や自主返納、紛失等で廃止されたカードの枚数を除いたもの。
- (2) カードの申請・交付が進み、マイナポイントという大きなインセンティブがなくなった令和5年度は、ターゲットを明確にしたよりきめ細かな対策を展開し、更なるカードの普及促進を図っている（令和5年度出張窓口実績（9月末現在）：507回実施、4,600件申請）。
- ・ 高齢世代や子ども・若者世代向けに高齢者福祉施設や病院、保育園、幼稚園等での出張申請窓口の実施を強化
 - ・ 交付率の低いエリアを中心に地域の自治会館やお祭等に出張申請窓口を展開
- (3) 郵便局における常設の申請サポート窓口（令和4年度開始）の継続運用に加え、令和5年9月から新たに市内三箇所の郵便局でカードの電子証明書の発行・更新等を実施。

【提案・要望事項】

子育て世帯の入居促進を目的とした公営住宅ストック総合改善事業に係る補助の拡充

1 提案・要望

京都市の市営住宅では、平成 20 年度から「子育て世帯優先入居」、平成 28 年度から「子育て世帯向けリノベーション住宅」の供給を進めてきた。また、令和 5 年度からは全国でも先進的な取組として、市営住宅の空き住戸を、公営住宅の枠を超え、目的外使用許可により民間事業者へ貸し出し、民間事業者が住戸の整備や改修等を行い、若者・子育て世帯に供給する、「若者・子育て応援住宅事業（こと×こと）」を開始するなど、市営住宅を活用した若者・子育て世帯への支援を進めている。

国においても、令和 6 年度概算要求において、子育てにやさしい住まいの拡充を目指すため、子育て環境の優れた公営住宅等や、子育て世帯に向けた民間の空き家等の活用を進めるなど、住宅支援の強化に取り組んでいただいている。また、京都市の「若者・子育て応援住宅事業（こと×こと）」において、目的外使用承認の制度運用に柔軟かつ迅速な対応をいただいたことに御礼申し上げる。

引き続き、民間事業者と連携し、「若者・子育て応援住宅事業（こと×こと）」の拡充を図るとともに、市営住宅における子育て世帯への支援を更に強化するため、公営住宅ストック総合改善事業に係る補助を拡充し、新たに「子育て対応型」のメニューを追加することを求める。

<対象項目例>

- ・天井・床の防音性向上
- ・壁の吸音性向上
- ・浴室のユニット化 など

2 現状・課題

- (1) 京都市の人口動態については、就職期（20～24 歳）の東京圏、大阪府への転出、及び結婚・子育て期（25～39 歳）の京都府南部や滋賀県など近郊都市への転出が顕著であり、若者・子育て世代の市外流出を食い止めることが京都市の住宅政策における最重要課題の 1 つとなっている。
- (2) 京都市の住宅供給の動向として、大学が多いという地域特性もあり、賃貸住宅については単身用住戸（49.7%）が多く、子育て世帯に適した広さの住戸（7.3%）の供給が不足しており、今後、こうした世帯に適した住宅の供給を増やしていく必要がある。
- (3) 京都市では、市営住宅において「子育て世帯向けリノベーション住宅」の供給を実施してきたが、整備に多額の費用がかかることや、補助事業の対象範囲が明瞭ではないため、京都市の財政負担が大きいこと等が課題となっている。

3 京都市における取組

- (1) 市営住宅において、平成 20 年度から「子育て世帯優先入居」、平成 28 年度から「子育て世帯向けリノベーション住宅」の供給を開始。

<子育て世帯優先入居の公募実績>

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
18 戸	10 戸	11 戸	18 戸	14 戸	17 戸	51 戸

<子育て世帯向けリノベーション住宅の公募実績>

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
64 戸	103 戸	101 戸	82 戸	55 戸	12 戸	16 戸

- (2) 令和 5 年度から、市営住宅の空き住戸を目的外使用許可により民間事業者へ貸し出し、民間事業者が住戸の整備や改修等を行うことで、京都市の財政負担なく市営住宅の空き住戸の活用を図りつつ、民間のノウハウを活かし、比較的低額な魅力ある子育て世帯向けの賃貸住宅の供給を増やす「若者・子育て応援住宅事業（こと×こと）」を実施している。

（整備、第 1 号の住宅（京都市向島市営住宅））



【提案・要望事項】

国の財源（個別補助事業、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金）の確保・拡充

1 提案・要望

京都市が取り組む、市民のいのちと暮らしを守る安心・安全なまちづくりや都市の成長戦略に資する社会基盤整備事業に対して、令和5年度は、国土交通省から京都市要望額の8割を超える補助金・交付金を措置していただいたことに御礼申し上げる。

引き続き、社会基盤整備事業を着実に推進するためには、安定的かつ十分な財政措置が不可欠であることから、以下のとおり求める。

- (1) 個別補助事業、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の十分な財源確保・拡充
- (2) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」による安定した財政支援、及び5か年加速化対策後も、防災・減災、国土強靱化に資する事業を切れ目なく進めるための継続的かつ十分な支援
- (3) 計画的に社会基盤整備事業を進めるために必要となる、資材価格の高騰を踏まえた予算の確保
- (4) 緊急浚渫推進事業債（令和6年度まで）及び緊急自然災害防止対策事業債（令和7年度まで）の継続

2 京都市の主な取組

- (1) 京都市では、個別補助事業や社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金を活用し、道路整備、橋りょう健全化、舗装修繕、治水対策、住宅改良など、安心・安全なまちづくりや成長戦略を推進する社会基盤整備事業を計画的に推進。
- (2) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、近年激甚化する自然災害に備え、市民の安心・安全を守るための防災・減災対策に取り組んでいる。
- (3) 防災・減災対策を推進するため創設された、緊急浚渫推進事業債及び緊急自然災害防止対策事業債を活用し、河川の浚渫及び道路のり面对策等の防災・減災対策を実施。



道路整備（中山石見線）



道路のり面对策（渋谷蹴上線）
(緊急自然災害防止対策事業債を活用)

【提案・要望事項】

将来を見据えた広域的な道路ネットワークの構築

1 提案・要望

中心部をはじめとする市内の交通渋滞の解消、災害時におけるリダンダンシーの確保、周辺都市との道路ネットワーク強化のため、以下のとおり求める。

- (1) 堀川通の機能強化（バイパス整備等）に向けた、早期の事業計画策定
- (2) 京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶ道路ネットワークの実現に向けた総合的な検討
- (3) これらについて、財源確保を含めた整備手法の検討を行う中で、地方自治体の財政負担を最大限軽減するための工夫

2 現状・課題

- (1) 堀川通、及び京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶルートについては、国により令和3年度に策定された「近畿ブロック・新広域道路交通計画」において、広域道路ネットワーク路線として位置付けられたほか、「防災・減災、国土強靱化に向けた道路5か年対策プログラム（近畿ブロック版）」において、計画段階評価着手に向けた調査を推進する路線としても位置付けられている。
- (2) また、堀川通は、「将来道路ネットワーク研究会」（国・府・市及び有識者で構成）において、「堀川通の整備が喫緊の課題である」との意見が平成30年1月に取りまとめられていることを踏まえ、交通渋滞の解消に向けた取組を早期に進めることが必要。
- (3) 京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶルートについても、同研究会において「広域的な観点から、交通集中の緩和や災害時におけるリダンダンシー確保（ネットワークの多重化）のため、災害に強い道路整備の必要性が高い」との意見があり、今後、取組を進めるに当たっては、周辺地域におけるまちづくりや広域的な道路ネットワークとの連携強化、道路整備の優先順位、整備効果など、広域的な観点からの検討が必要。
- (4) 加えて、これらの実現に向けては、地方自治体の厳しい財政状況を踏まえ、様々な整備手法の検討が必要。



堀川通の交通状況
(堀川塩小路北側付近)



滋賀県大津市追分町
国道1号（京都・大津間）の被災・通行止め状況
(令和3年8月、大津市追分町付近)
[出典：滋賀国道事務所X（旧 Twitter）]

【提案・要望事項】

京都・近畿の発展に大きな可能性を有する、

京都刑務所（山科区、敷地10万7千㎡、地下鉄柳辻駅徒歩5分）

京都拘置所（伏見区、敷地2万7千㎡、近鉄上鳥羽口駅・地下鉄くいな橋駅徒歩5分）

京都運輸支局（伏見区、敷地2万㎡、近鉄上鳥羽口駅・地下鉄くいな橋駅徒歩5分）

など、国有地の有効活用の検討

1 提案・要望

3施設の現在地への移転から半世紀以上が経過し、宅地化や交通利便性の向上など、周辺環境が著しく変化する中で、京都のみならず、未来の近畿の発展にとって大きな可能性を有する国有地について、我が国の地方創生を推進する観点から、施設の移転をはじめとした有効活用の検討を具体的に進めていただくよう求める。

2 京都刑務所（現在地への設置から90年以上が経過）の敷地

(1) 施設の移転当時、周辺地域は田畑であったが、その後、宅地化が進み、さらに山科駅前地区第一種市街地再開発事業の実施等による都市環境の向上もあり、現在は典型的な近郊住宅地に変貌。

(2) 地下鉄東西線の開通(平成9年)、京都高速油小路線（現第二京阪道路）の開通（平成23年）、新十条通（稲荷山トンネル）の開通(平成20年)・無料化(平成31年)により、交通利便性が格段に向上。



(3) 施設に近接する外環状線の沿道において、若者・子育て世代のニーズに合った居住環境の創出に向け、沿道空間の魅力向上に資する場合は高さ規制を無制限にするなどの都市計画の見直しを実施（令和5年4月）。

3 京都刑務所敷地の活用を核とする未来の山科のまちづくり戦略（平成31年2月策定）

(1) 策定に当たっては、

ア 学識経験者、地元大学、地元経済界、市民等で構成する「山科の未来を語る懇談会」で議論

イ 刑務所が立地する山科区の全13学区の自治連合会会長への「説明会」で意見交換

ウ 市民意見募集（パブリック・コメント）を実施

⇒ 487人の市民等から、895件の意見が寄せられる。

約7割の方が戦略に肯定的な意見

- (2) 多くの市民等の夢と希望、情熱が込められた戦略を策定。
- (3) 刑務所敷地に【居住】、【新産業・働く場】、【学び・交流】、【文化・ものづくり・観光】のうち、複数の機能・施設を導入する活用案を提示。

4 京都拘置所及び京都運輸支局（現在地への設置から 50 年以上が経過）の敷地

- (1) 当該地を含めた周辺地域を「らくなん進都」と位置付け、世界を舞台に活躍する企業をはじめ、ものづくり企業等の立地誘導を推進中。
- (2) 地下鉄烏丸線の延伸（昭和 63 年）や京都高速油小路線（現第二京阪道路）の開通（平成 23 年）により、交通利便性が格段に向上。
- (3) 両施設を含む「らくなん進都（鴨川以北）」において、オフィスや研究開発機能の集積に向け、容積率を最大 1,000%に引き上げるなどの都市計画の見直しを実施（令和 5 年 4 月）。



※網掛け部分は「らくなん進都」の区域内

※ 京都運輸支局の活用にあたっては、周辺関連施設も含めた一体的な検討が必要。

5 ものづくり都市・京都の発展に繋がる京都拘置所及び京都運輸支局の敷地活用案（令和 2 年 3 月策定）

- (1) 策定にあたっては、
 - ア 近畿 2 府 4 県に本社が所在するものづくり企業を対象に両施設敷地に係る事業者アンケートを実施
 - ⇒ 216 社（約 4 割）が両施設敷地について、産業用地として魅力的であると回答。
 - イ 経済団体や事業者、学識者、地域の皆様から意見を聴取するとともに、市民意見募集（パブリック・コメント）を実施
 - ⇒ 196 人の市民等から、299 件の意見が寄せられる。
 - 約 9 割の方が活用案に肯定的な意見
- (2) 多くの市民、事業者、経済団体等の敷地活用への高い期待が込められた活用案を策定。
- (3) まとまった土地が少ない「らくなん進都」において、企業集積をより一層促進し、まちづくりを加速させるための両施設敷地の有効活用の方向性や望ましい導入機能、具体的な誘致候補施設を提示。

敷地活用の方向性・望ましい導入機能	誘致候補施設の想定例
ものづくり企業の事業拡大の受け皿となる機能	- らくなん進都内外の企業の新規拠点 - インキュベーション施設 等
企業立地の決め手となる付加価値・魅力を創造する機能	- 国の研究機関、民間研究施設 - レンタルラボ 等
らくなん進都のイメージを発信するシンボリックな企業の誘致	AI、IoT、ビッグデータ、ロボット等の分野で活躍する企業 等
企業のイノベーションによる成長をサポートする機能	学会等の研究会や、企業の新製品発表等が行われている産業交流施設 等

京都市総合企画局市長公室政策企画調整担当

TEL 075-222-3035

FAX 075-213-1066

令和5年11月発行 京都市印刷物 第 053082 号